

令和5年 / 〇 月 / 〇 日

積替え保管施設 事前計画書

(産業廃棄物)・特別管理産業廃棄物)

東京都知事 殿

〔申請者又は届出者〕



郵便番号 〒
住 所 東京都武蔵村山市中央二丁目18番地の3
名 称 株式会社
代表者氏名 比留間 宏
電話番号 042-565-1336
FAX番号 042-561-2271

対象外

対象外

申請又は届出の区分	(産業廃棄物) ・ 特別管理産業廃棄物 新規許可 ・ 変更許可 ・ (更新許可) ・ 変更届		
積替え保管施設の所在地	東京都武蔵村山市伊奈平3丁目25番地の5		
用 途 地 域	工業専用地域・(工業地域)・準工業地域・商業地域・その他()		
作 業 時 間	8時から20時まで		
積替え保管施設に関する変更事項	有 ・ (無)		
積替え保管施設の面積	8226.7 m ²		
許可の有効年月日	令和5年12月19日		
東京都における他の許可の有無	無 ・ (有) (産業廃棄物処分量、特別管理産業廃棄物収集運搬業)		
右記産業廃棄物の取扱いの有無	収集運搬	石綿含有産業廃棄物	(有) ・ 無
		水銀使用製品産業廃棄物	(有) ・ 無
		水銀含有ばいじん等	(有) ・ 無
	積替え保管	石綿含有産業廃棄物	(有) ・ 無
		水銀使用製品産業廃棄物	(有) ・ 無
		水銀含有ばいじん等	(有) ・ 無
担当者及び連絡先	比留間運送株式会社 総務部 (対象外)		
	TEL:042-565-1336 FAX:042-561-2271		

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都武蔵村山市中央二丁目 18 番地の 3

氏名 比留間運送株式会社
代表取締役 比留間 宏明

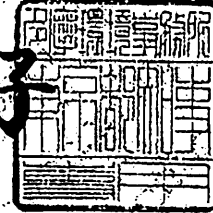
優良

第 14 条第 1 項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
第 14 条の 2 第 1 項

の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成 28 年 12 月 20 日

許可の有効年月日 令和 5 年 12 月 19 日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及
び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、政令 13 号廃棄
物（コンクリート固化物に限る。）（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（水銀含有ばいじん
等を含む。）（以上 20 種類）

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類（限定内容は 2 頁、3 頁のとおり）

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（水銀含有ばいじん
等を含む。）（以上 12 種類）

2 積替え保管施設（施設詳細は 2 頁、3 頁のとおり）

(1) 施設所在地：東京都武蔵村山市伊奈平三丁目 25 番地の 5

(2) 施設所在地：東京都あきる野市二宮字下塚場 375 番 1

(3) 施設所在地：東京都西多摩郡瑞穂町大字富士山栗原新田字富士原 237 番 1 外 1 筆

3 許可の条件

(1) 作業時間は原則として、2(1)の施設は 8 時から 20 時まで、2(2)の施設は 8 時から 19 時
まで、2(3)の施設は 8 時から 17 時までとすること。(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。ただし、石綿含有産業廃棄物につい
てはこの限りでない。(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること

(4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと

4 許可の更新・変更の状況

平成 3 年 12 月 20 日 新規許可

平成 28 年 12 月 20 日 更新許可 第 5 回

平成 29 年 3 月 17 日 変更許可 種類の追加（動物系固形廃棄物 他 4 種類）

平成 30 年 9 月 21 日 変更届 積替え保管面積の変更（武蔵村山市、あきる野市）

5 積替え許可の有無 無

6 規則第 9 条の 2 第 6 項の規定による許可証の提出の有無 無

(1/3)



2 積替え保管施設

(1) 施設所在地: 東京都武蔵村山市伊奈平三丁目 25 番地の 5

積替え保管面積: 822.67 m²

最大保管高さ: 1.5 m

産業廃棄物の種類 (限定内容)	保管量
燃え殻、汚泥	コンテナ 6.8 m ³ × 3 個 20.4 m ³
燃え殻 (水銀含有ばいじん等)	コンテナ 6.8 m ³ × 1 個 6.8 m ³
廃油	ドラム缶 0.2 m ³ × 3 個 0.6 m ³
廃酸	ドラム缶 0.2 m ³ × 2 個 0.4 m ³
廃酸 (水銀含有ばいじん等)	ドラム缶 0.2 m ³ × 1 個 0.2 m ³
廃アルカリ	ドラム缶 0.2 m ³ × 2 個 0.4 m ³
廃アルカリ (水銀含有ばいじん等)	ドラム缶 0.2 m ³ × 1 個 0.2 m ³
汚泥、廃プラスチック類、金属くずの混合物 (消火器)	ドラム缶 0.2 m ³ × 3 個 0.6 m ³
汚泥、金属くずの混合物 (電池)	ドラム缶 0.2 m ³ × 2 個 0.4 m ³
汚泥、金属くずの混合物 (電池) (水銀使用製品産業廃棄物)	ドラム缶 0.2 m ³ × 1 個 0.2 m ³
廃プラスチック類、金属くずの混合物 (バッテリー)	ドラム缶 0.2 m ³ × 1 個 0.2 m ³

産業廃棄物の種類 (限定内容)	保管量
廃プラスチック類、金属くずの混合物 (バッテリーのうち特別管理産業廃棄物である廃酸を内部に有するもの。)	ドラム缶 0.2 m ³ × 1 個 0.2 m ³
廃プラスチック類、金属くずの混合物 (バッテリーのうち特別管理産業廃棄物である廃アルカリを内部に有するもの。)	ドラム缶 0.2 m ³ × 1 個 0.2 m ³
廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 (石綿含有産業廃棄物)	コンテナ 10.2 m ³ × 2 個 20.4 m ³
合計保管量	51.2 m ³

(2) 施設所在地: 東京都あきる野市二宮平下塚場 375 番 1

積替え保管面積: 1,054 m²

最大保管高さ: 3.0 m

産業廃棄物の種類 (限定内容)	保管量
廃プラスチック類、紙くず、繊維くず (廃量)	直置き 2ヶ所 (28.8 + 28.8) m ³ 57.6 m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	直置き 3ヶ所 (59.5 + 28.8 + 55.6) m ³ 143.9 m ³
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	直置き 5ヶ所 (28.8 + 28.8 + 230.2) m ³ 340.7 m ³
廃プラスチック類	直置き 28.8 m ³
木くず	コンテナ 27.0 m ³ × 1 個 27.0 m ³
金属くず	コンテナ 27.0 m ³ × 1 個 27.0 m ³
廃プラスチック類、紙くず、木くず	コンテナ 2ヶ所 (27.0 × 1 個 + 10.2 × 2 個) m ³ 47.4 m ³
汚泥	コンテナ 27.0 m ³ × 1 個 27.0 m ³
廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石膏ボード)	コンテナ 10.2 m ³ × 2 個 20.4 m ³
廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 (石綿含有産業廃棄物)	コンテナ 10.2 m ³ × 2 個 20.4 m ³

産業廃棄物の種類 (限定内容)	保管量
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物 (廃蛍光灯) (水銀使用製品産業廃棄物)	コンテナボックス 8.0 m ³ × 1 個 8.0 m ³
汚泥、廃プラスチック類、金属くずの混合物 (消火器)	ドラム缶 0.2 m ³ × 3 個 0.6 m ³
汚泥、金属くずの混合物 (電池)	ドラム缶 0.2 m ³ × 2 個 0.4 m ³
汚泥、金属くずの混合物 (電池) (水銀使用製品産業廃棄物)	ドラム缶 0.2 m ³ × 1 個 0.2 m ³
廃プラスチック類、金属くずの混合物 (バッテリー)	ドラム缶 0.2 m ³ × 1 個 0.2 m ³
廃プラスチック類、金属くずの混合物 (バッテリーのうち特別管理産業廃棄物である廃酸を内部に有するもの。)	ドラム缶 0.2 m ³ × 1 個 0.2 m ³
廃プラスチック類、金属くずの混合物 (バッテリーのうち特別管理産業廃棄物である廃アルカリを内部に有するもの。)	ドラム缶 0.2 m ³ × 1 個 0.2 m ³
廃油	ドラム缶 0.2 m ³ × 3 個 0.6 m ³
廃酸	ドラム缶 0.2 m ³ × 2 個 0.4 m ³
廃酸 (水銀含有ばいじん等)	ドラム缶 0.2 m ³ × 1 個 0.2 m ³
廃アルカリ	ドラム缶 0.2 m ³ × 2 個 0.4 m ³
廃アルカリ (水銀含有ばいじん等)	ドラム缶 0.2 m ³ × 1 個 0.2 m ³
合計保管量	751.8 m ³

2 積替え保管施設

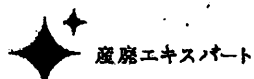
(3) 施設所在地：東京都西多摩郡瑞穂町大字富士山栗原新田字富士原237番1外1筆
 積替え保管面積：2,891㎡ 最大保管高さ：3.0m

産業廃棄物の種類 (限定内容)	保管量
廃プラスチック類、木くず、 繊維くず、金属くず	直置き 300.5㎡
廃プラスチック類	コンテナ 3ヶ所 (35.4+23.7+27.0)㎡ 86.1㎡ 直置き 62.0㎡
廃プラスチック類、紙くず、 木くず、繊維くず、金属くず、 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	直置き 3ヶ所 (116.6+62.0)㎡ 178.5㎡
廃プラスチック類、金属くず、 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	直置き 3ヶ所 (103.3+82.5+55.4)㎡ 241.2㎡
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	直置き 3ヶ所 (62.0+59.4+48.0)㎡ 169.4㎡
がれき類	直置き 2ヶ所 (59.4+37.8)㎡ 97.2㎡
廃プラスチック類、ガラスくず、 コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 (石綿含有産業廃棄物)	フレコンバック 1.0㎡×72袋 72.0㎡
紙くず	コンテナ 10.2㎡×1個 10.2㎡
木くず	コンテナ 10.2㎡×1個 10.2㎡
汚泥（水銀含有ばいじん等）	コンテナ 27.0㎡×1個 27.0㎡

廃プラスチック類、金属くず、 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物 (廃ランプ)（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）	ドラム缶 0.2㎡×1個	0.2㎡
廃プラスチック類、金属くず、 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物 (廃蛍光灯)（水銀使用製品産業廃棄物）	ドラム缶 0.2㎡×2個	0.4㎡
汚泥、廃プラスチック類、金属くずの混合物（消火器）	ドラム缶 0.2㎡×3個	0.6㎡
汚泥、金属くずの混合物（電池）	ドラム缶 0.2㎡×2個	0.4㎡
汚泥、金属くずの混合物（電池）（水銀使用製品産業廃棄物）	ドラム缶 0.2㎡×1個	0.2㎡
廃プラスチック類、金属くずの混合物 (バッテリー)	ドラム缶 0.2㎡×1個	0.2㎡
廃プラスチック類、金属くずの混合物 (バッテリーのうち特別管理産業廃棄物である廃酸を内部に有するもの。)	ドラム缶 0.2㎡×1個	0.2㎡
廃プラスチック類、金属くずの混合物 (バッテリーのうち特別管理産業廃棄物である廃アルカリを内部に有するもの。)	ドラム缶 0.2㎡×1個	0.2㎡
廃油	ドラム缶 0.2㎡×3個	0.6㎡
廃酸	ドラム缶 0.2㎡×2個	0.4㎡
廃酸（水銀含有ばいじん等）	ドラム缶 0.2㎡×1個	0.2㎡
廃アルカリ	ドラム缶 0.2㎡×2個	0.4㎡
廃アルカリ（水銀含有ばいじん等）	ドラム缶 0.2㎡×1個	0.2㎡
ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	直置き	55.4㎡
合計保管量		1313.9㎡

(以下余白)

(3/3)



産廃エキスパート

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。



東京都

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都武蔵村山市中央二丁目 18 番地の 3

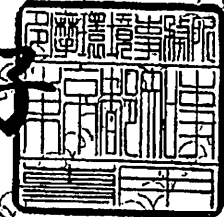
氏名 比留間運送株式会社
代表取締役 比留間 宏明

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第 14 条第 6 項）の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 3 年 12 月 20 日

許可の有効年月日 令和 10 年 12 月 19 日

事業の範囲

(1) 業の区分 処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類（限定内容は裏面のとおり）

破 砕：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

溶 融：廃プラスチック類

焼 却：紙くず、木くず、繊維くず、動植物性廃棄物

圧 縮：金属くず

圧縮梱包：廃プラスチック類、紙くず、繊維くず

発 酵：汚泥（有機性のものに限る。） 動植物性廃棄物

造粒固化：ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石膏ボード・軽量気泡コンクリート等の破碎処理後のものに限る。）がれき類、（破碎処理後のものに限る。）

（以上 8 種類）

（以上 1 種類）

（以上 4 種類）

（以上 1 種類）

（以上 3 種類）

（以上 2 種類）

（以上 2 種類）

事業の用に供する施設（施設詳細は裏面のとおり）

所在地 東京都武蔵村山市伊奈平三丁目 25 番地の 5

3. 許可の条件

(1) 作業時間は原則として、焼却施設は 8 時から 17 時まで、焼却施設以外の施設は 8 時から 20 時までとする。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「都民の健康と安全を確保する等の関係法令」及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4. 許可の更新・変更の状況

平成 3 年 12 月 20 日 新規許可

令和 3 年 12 月 20 日 更新許可 第 6 回

5. 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無

無

（裏面あり）

産業エキスポート

都認定番号 5-19-C0068

令和 4 年 3 月 7 日

3 県多摩第 457 号

(裏面)

2 事業の用に供する施設

許可番号

第 13-20-016108 号

所在地 東京都武蔵村山市伊奈平三丁目25番地の5

施設種類	産業廃棄物の種類 (限定内容)	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設 許可番号	施設 許可年月日
破碎	廃プラスチック類	6.3 t/日	—	平成3年11月14日		
破碎	廃プラスチック類	48.0 t/日	—	平成3年11月24日		
破碎	繊維くず	52.1 t/日	—			
破碎	廃プラスチック類	11.1 t/日	—	令和3年1月29日		
破碎	繊維くず	32.5 t/日	—			
破碎	ガラスくず	51.1 t/日	—	平成10年6月30日		
破碎	ガラスくず及び陶磁器	480.0 t/日	480.0 t/日	平成20年11月14日		(設置) 平成12年9月1日
破碎	ガラスくず	480.0 t/日	—			(変更許可) 令和2年8月27日
破碎	廃プラスチック類	45.6 t/日	—			
破碎	繊維くず	52.8 t/日	—			
破碎	木くず	125.4 t/日	—			
破碎	繊維くず	39.6 t/日	—			
破碎	ゴムくず	25.4 t/日	53.5 t/日	平成13年11月14日		
破碎	金属くず	81.6 t/日	—			
破碎	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器	198.0 t/日	—			
破碎	がれき類	198.0 t/日	—			
破碎	木くず	186.4 t/日	—	平成28年8月1日	施設 第1004号	平成28年7月29日
破碎	廃プラスチック類、 金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器 混合物(廃プラスチック類(水銀使用製品) 産業廃棄物)	—	2.8 t/日	平成23年12月1日		
溶解	廃プラスチック類	2.4 t/日	—	平成19年11月14日		
焼却	紙くず	—	—			
焼却	繊維くず	—	4.8 t/日	平成3年11月14日	施設 第5000号	平成9年12月1日
焼却	動植物性残さ	—	—			
圧縮	金属くず	4.3 t/日	—	平成19年11月14日		
圧縮	金属くず	10.2 t/日	—	平成19年2月12日		
圧縮梱包	廃プラスチック類	180.0 t/日	—	平成15年5月19日		
圧縮梱包	繊維くず	166.8 t/日	—			
圧縮梱包	廃プラスチック類	24.3 t/日	—	平成21年9月14日		
圧縮梱包	繊維くず	17.2 t/日	—			
発酵 (堆肥化)	汚泥(有機性のものに限る。)	—	3.5 t/日	平成19年11月14日		
発酵 (堆肥化)	動植物性残さ	—	—			
造粒固化	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(石膏等・軽量気泡コンクリートの破碎処理後のものに限る。)	—	6 t/日	平成30年8月31日		
造粒固化	がれき類(破碎処理後のものに限る。)	—	—			

(以下余白)

この許可証には複製の不正防止措置を施してあります。

リサイクル適性(A)

この図印は、印刷用の紙に
リサイクルできません

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

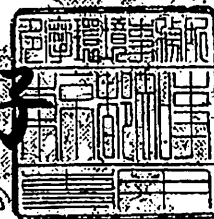
住所 東京都武蔵村山市中央二丁目 18 番地の 3
氏名 比留間運送株式会社
代表取締役 比留間 宏明



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 14 条の 4 第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成 30 年 7 月 26 日

許可の有効年月日 平成 37 年 7 月 25 日

1. 事業の範囲

- (1) 業の区分：収集運搬（積替え保管を含む）
(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類
① 廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）
② 廃酸（ $\text{pH}2.0$ 以下のもの）
③ 廃アルカリ（ $\text{pH}12.5$ 以上のもの）
④ 特定有害産業廃棄物
ア. 廃ポリ塩化ビフェニル等（低濃度 PCB に限る）
イ. ポリ塩化ビフェニル汚染物（低濃度 PCB に限る）
ウ. ポリ塩化ビフェニル処理物（低濃度 PCB に限る）
エ. 廃水銀等
オ. 廃石棉等
カ. 金属等を含む廃棄物（裏面別表 1 のとおり）
(3) 積替え保管できる特別管理産業廃棄物の種類（限定内容は裏面別表 2 のとおり）
① 廃酸（ $\text{pH}2.0$ 以下のもの）
② 廃アルカリ（ $\text{pH}12.5$ 以上のもの）

2. 積替え保管施設（施設詳細は裏面別表 2 のとおり）

- (1) 所在地：東京都武蔵村山市伊奈平二丁目 25 番地の 5
(2) 所在地：東京都あきる野市二宮字下塚場 375 番 1
(3) 所在地：東京都西多摩郡瑞穂町大字富士山栗原新田字富士原 237 番 1 外 1 筆

3. 許可の条件

- (1) 作業時間は原則として、2(1)の施設は 8 時から 20 時まで、2(2)の施設は 8 時から 19 時まで、2(3)の施設は 8 時から 17 時までとする。
(2) 積替え保管を行う特別管理産業廃棄物の搬出は全て自ら行い、他人にこれを委託してはならない。
(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
(4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

4. 許可の更新・変更の状況

平成 25 年 7 月 26 日 新規許可
平成 30 年 7 月 26 日 更新許可 第 1 回

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第 10 条の 12 第 2 項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



(裏面)

許可番号 第13-60-016103号

別表1 特別管理産業廃棄物の種類：金属等を含む特定有害産業廃棄物

[illegible]

【備考】 表中の「○」は取り扱うことができるもの、「―」は取り扱うことができないものを示す。

別表2 積替え保管施設の詳細

(1) 所在地：東京都武蔵村山市伊奈平三丁目2番地の5

積替え保管面積：8,226.7㎡ 最大保管高さ：0.9m

特別管理産業廃棄物の種類（限定内容）	保管量	
廃酸（pH2.0以下のもの）（バッテリー）	ドラム缶 0.2m ³ ×1個	0.2m ³
廃アルカリ（pH12.6以上のもの）（バッテリー）	ドラム缶 0.2m ³ ×1個	0.2m ³
	合計保管量	0.4m ³

(2) 所在地：東京都あきる野市二宮字下塚場375番1

積替え保管面積: 1,654m² 最大保管高さ: 0.9m

特別管理産業廃棄物の種類（限定内容）	保管量	
廃酸（pH2.0以下のもの）（バッテリー）	ドラム缶 0.2m ³ ×1個	0.2m ³
廃アルカリ（pH12.5以上のもの）（バッテリー）	ドラム缶 0.2m ³ ×1個	0.2m ³
	合計保管量	0.4m ³

(3) 所在地：東京都西多摩郡瑞穂町大字富士山栗原新田字富士原237番1外1第

積替え保管面積 : 2,891m² 最大保管高さ : 0.9m

特別管理産業廃棄物の種類（限定内容）	保管量	
廃酸（pH2.0以下のもの）（バッテリー）	ドラム缶 0.2m ³ ×1個	0.2m ³
廃アルカリ（pH12.5以上のもの）（バッテリー）	ドラム缶 0.2m ³ ×1個	0.2m ³
	合計保管量	0.4m ³

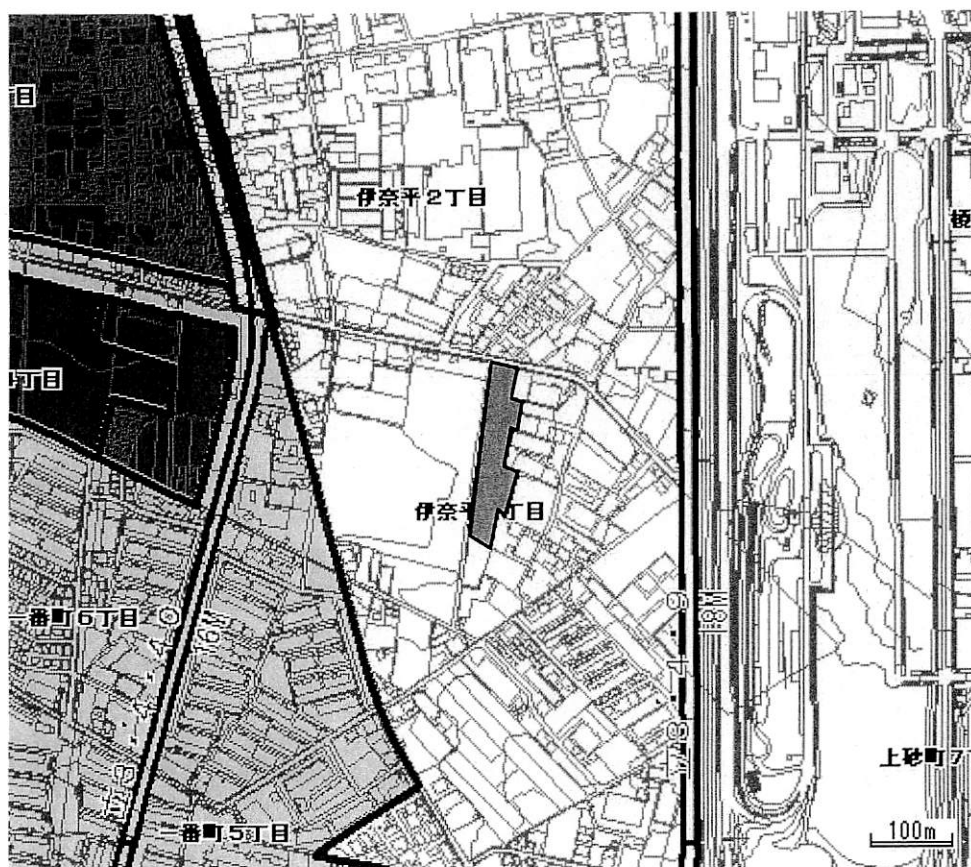
(以下余白)

1 施設周辺の概要

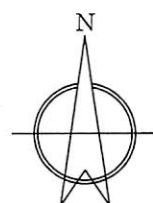
1-1 施設の案内図



1-2 用途地域を示す図面



表示	内容
	第1種低層住居専用地域
	第1種中高層住居専用地域
	工業地域



武蔵村山市伊勢平3丁目付近

利用書：計画開示書

© 2006 ZENRO CO., LTD.

・・・事業範囲 縮尺 1 / 1,500

利用者:比叢簡選送

評3丁目

伊奈平3丁

铸山市

武蔵村山市伊奈平3丁目付近

ニカル
ターブル

1923

33

対象外

对象外

10

对象外

1

ZENFON

© 2008 ZENRIN CO. LTD.

事業範圍 縮尺 1/1,500 45m

写真 A

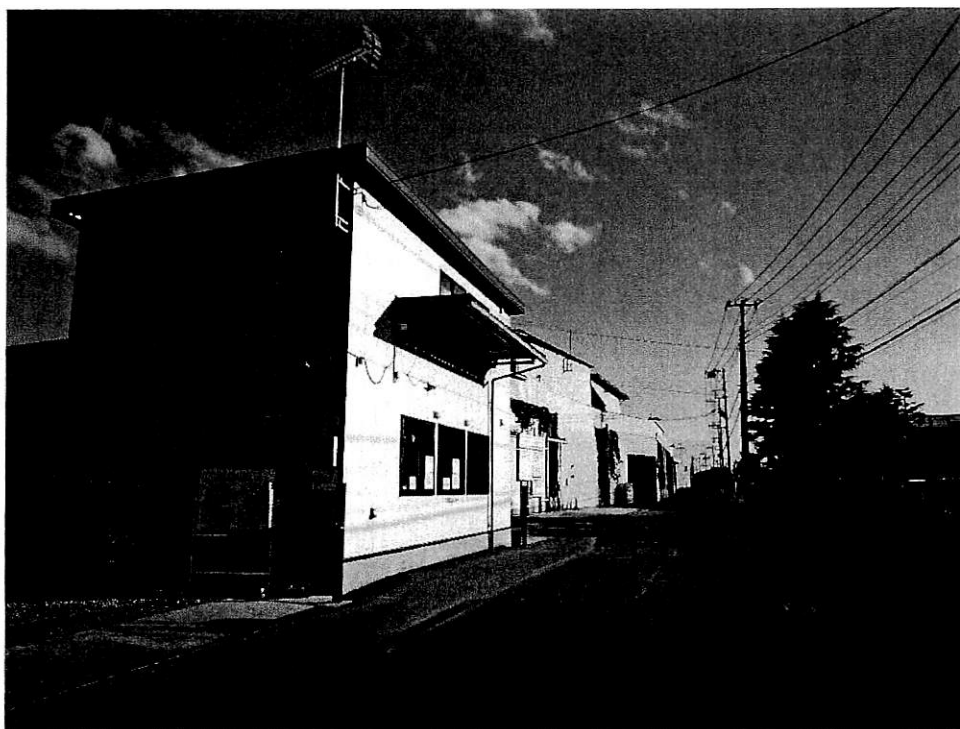
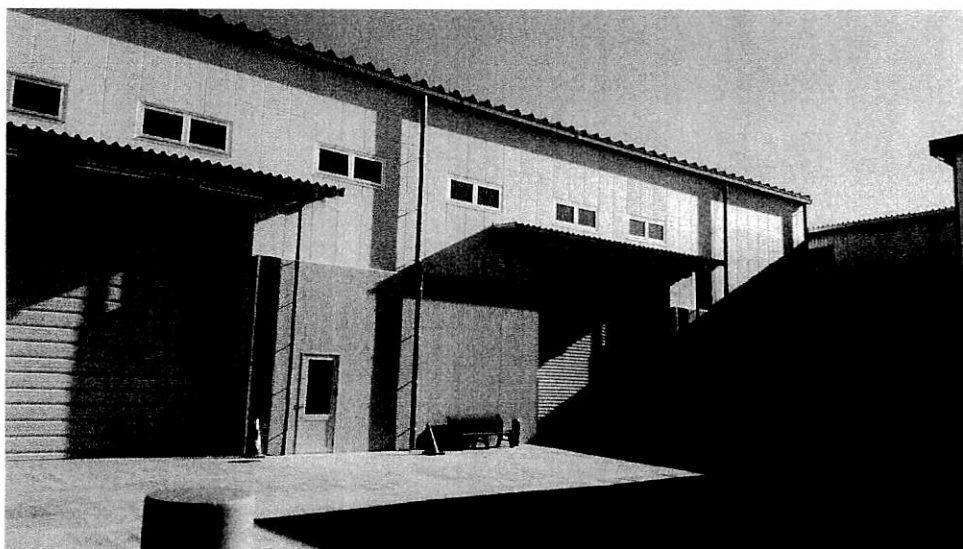


写真 B

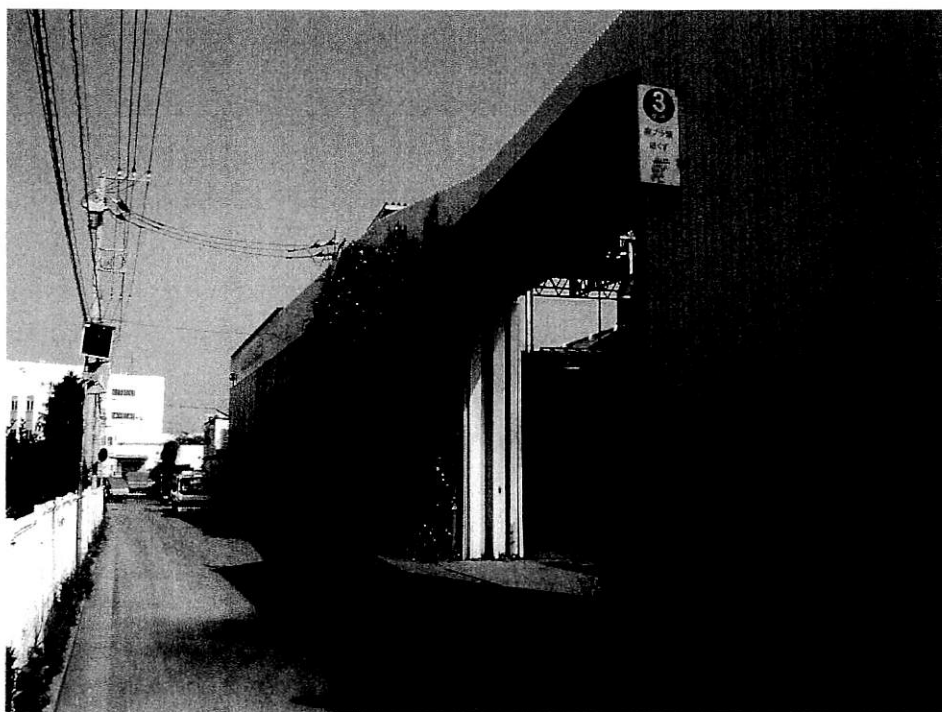


1-4 施設周辺の写真

写真 C



写真 D



1-4 施設周辺の写真

写真 E

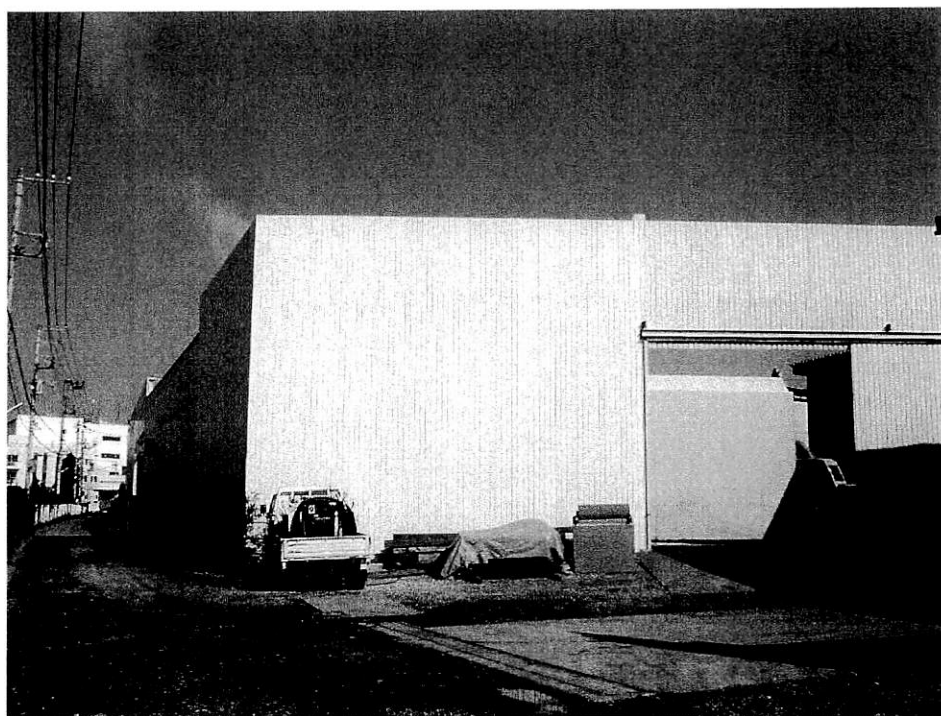
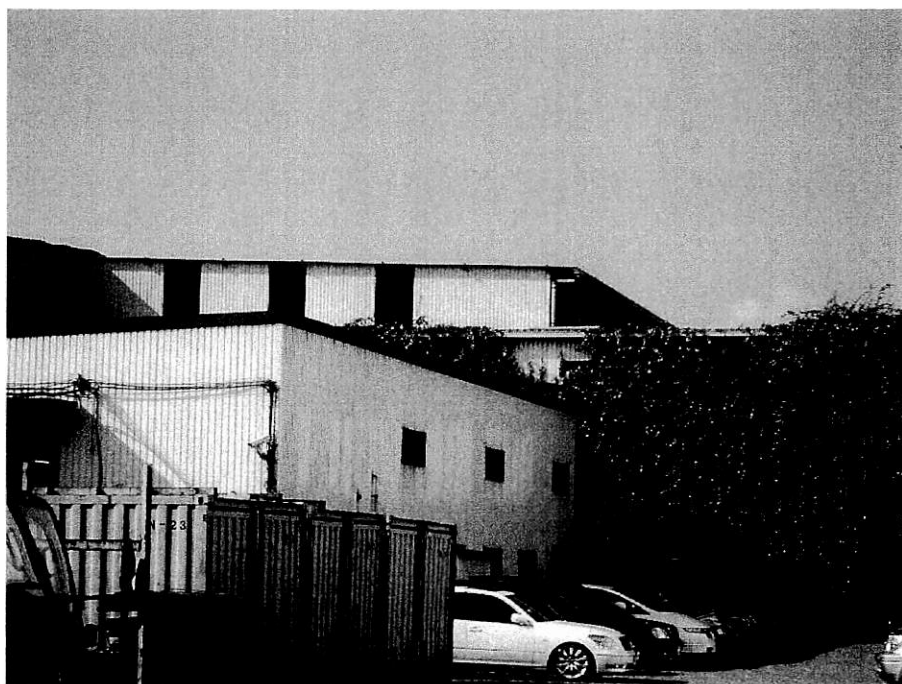


写真 F

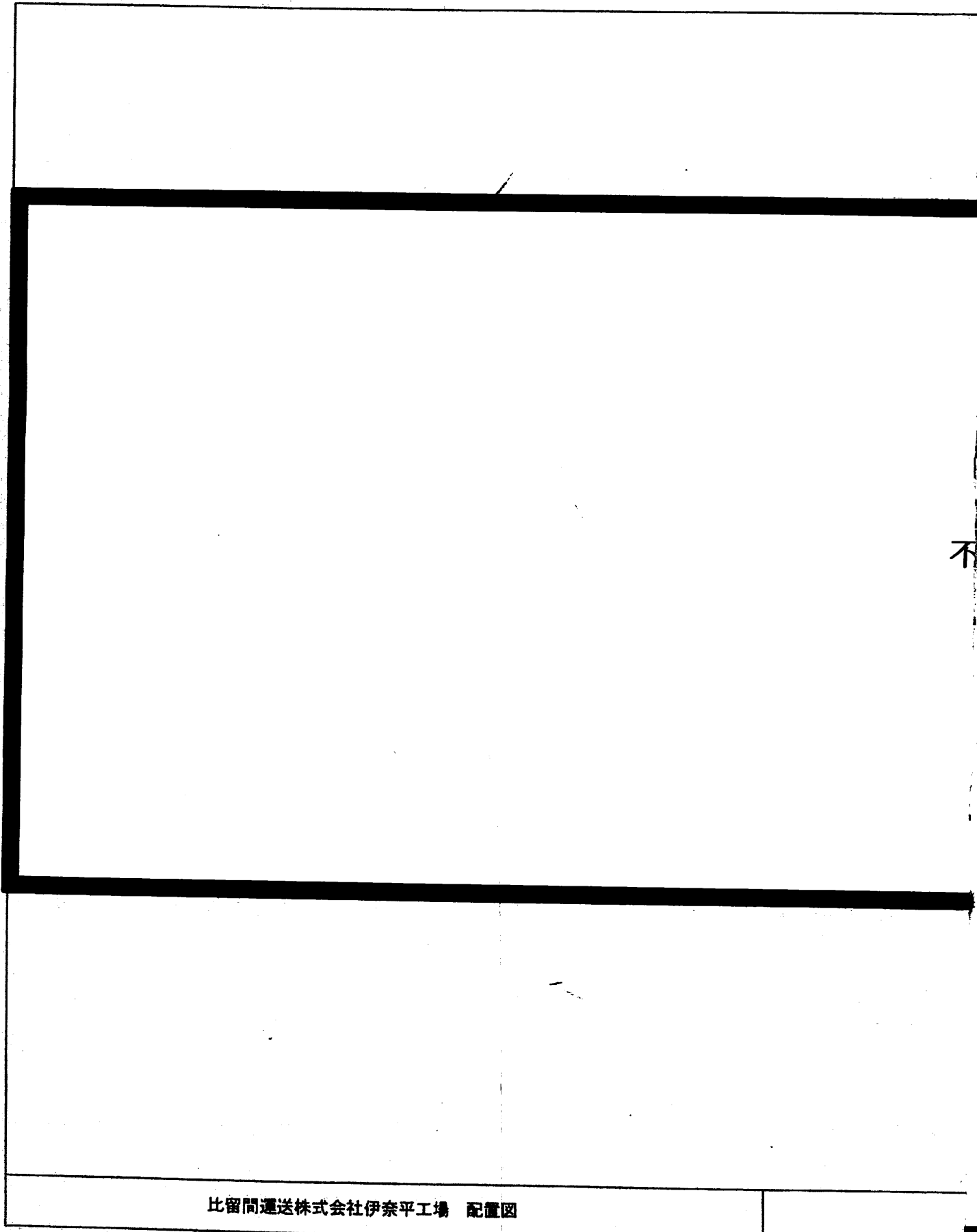


2 変更の概要

変更事項なし

3 施設の概要

3-2 施設内配置図（排水処理設備を含む。）



不

開示

□○□○	……保管場所
□○□○	……U字鎖
□○□○	……グリストラップ
□○□○	……防犯施設
大文字 (A~)	……産業廃棄物処理場保管場所
数字 (1~)	……廃棄物処理場保管場所
小文字 (a~)	……産業廃棄物処理場保管場所
大文字 (A~)	……産業廃棄物処理場保管場所

東京都武蔵村山市伊奈平3丁目25番地の5

3-3 施設内配置図（写真用）

不開示

3-3 施設内写真（排水処理設備等を含む。）

写真 A

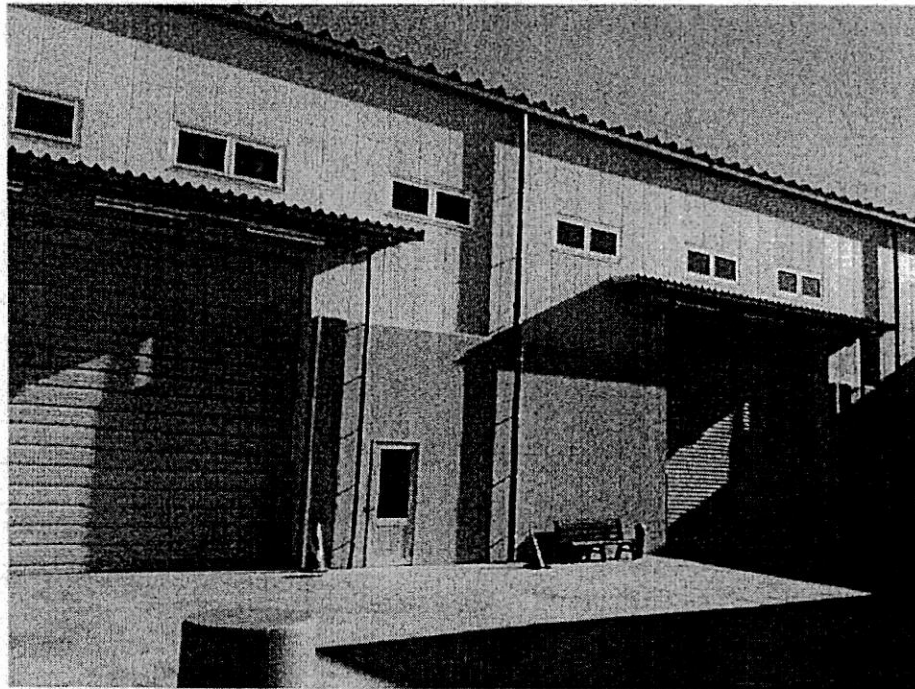


写真 B

不開示

3-3 施設内写真（排水処理設備等を含む。）

不開示

3-3 施設内写真（排水処理設備等を含む。）

写真 E

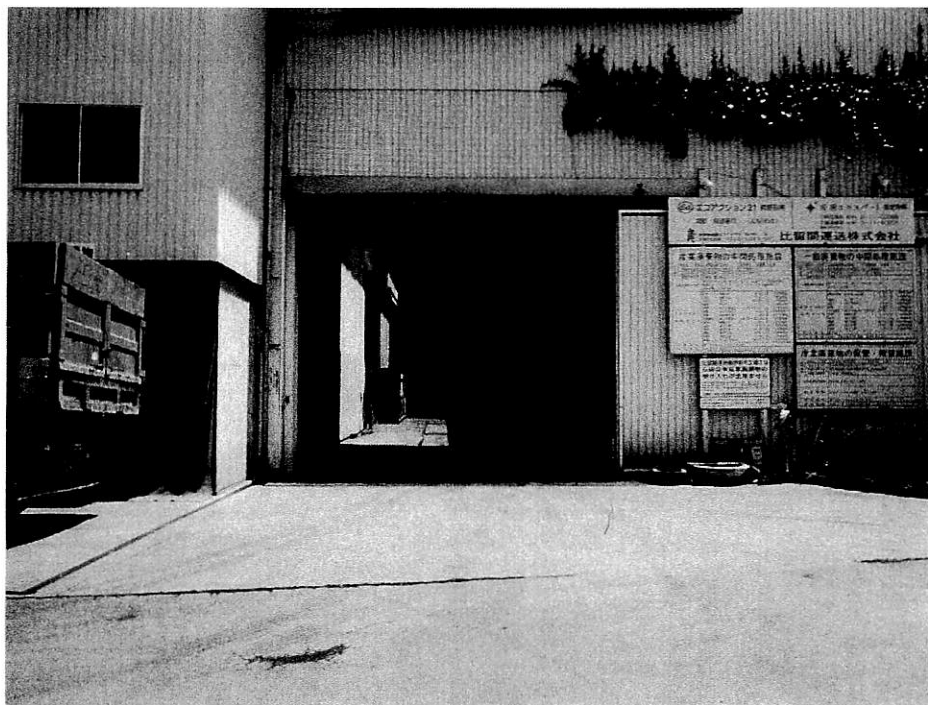
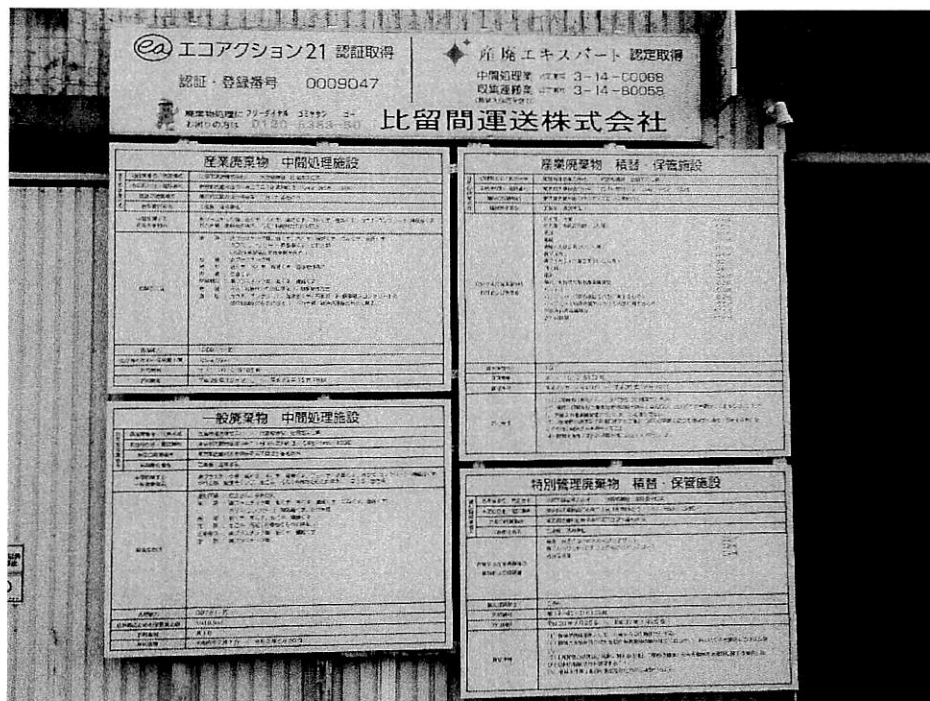


写真 F



3-3 施設内写真（排水処理設備等を含む）

不開示

3-3 施設内写真（排水処理設備等を含む。）

不開示

3-3 施設内写真（排水処理設備等を含む。）

不開示

3-3 施設内写真（排水処理設備等を含む。）

不開示

3-3 施設内写真（排水処理設備等を含む。）

不開示

3-3 施設内写真（排水処理設備等を含む。）

不開示

3-3 施設内写真（排水処理設備等を含む。）

不開示

3-3 施設内写真（排水処理設備等を含む。）

不開示

3.3 施設内写真（排水処理設備等を含む。）

不開示

3-3 施設内写真（排水処理設備等を含む。）

不開示

3-3 施設内写真（排水処理設備等を含む。）

不開示

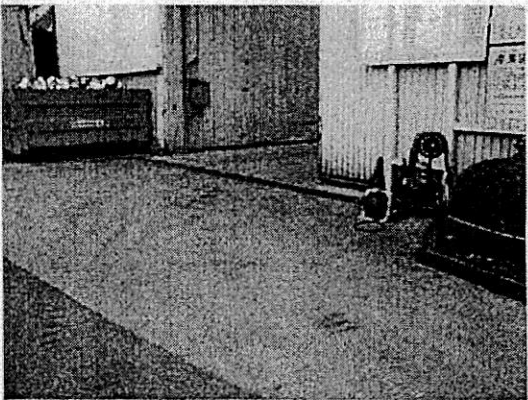
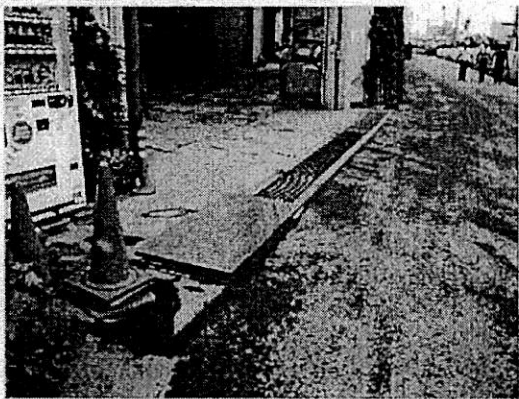
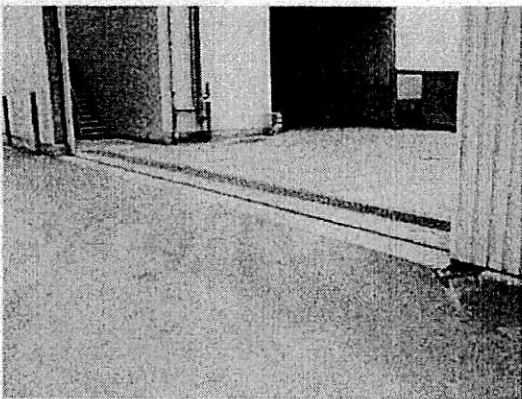
3-3 施設内写真（排水処理設備等を含む。）

不開示

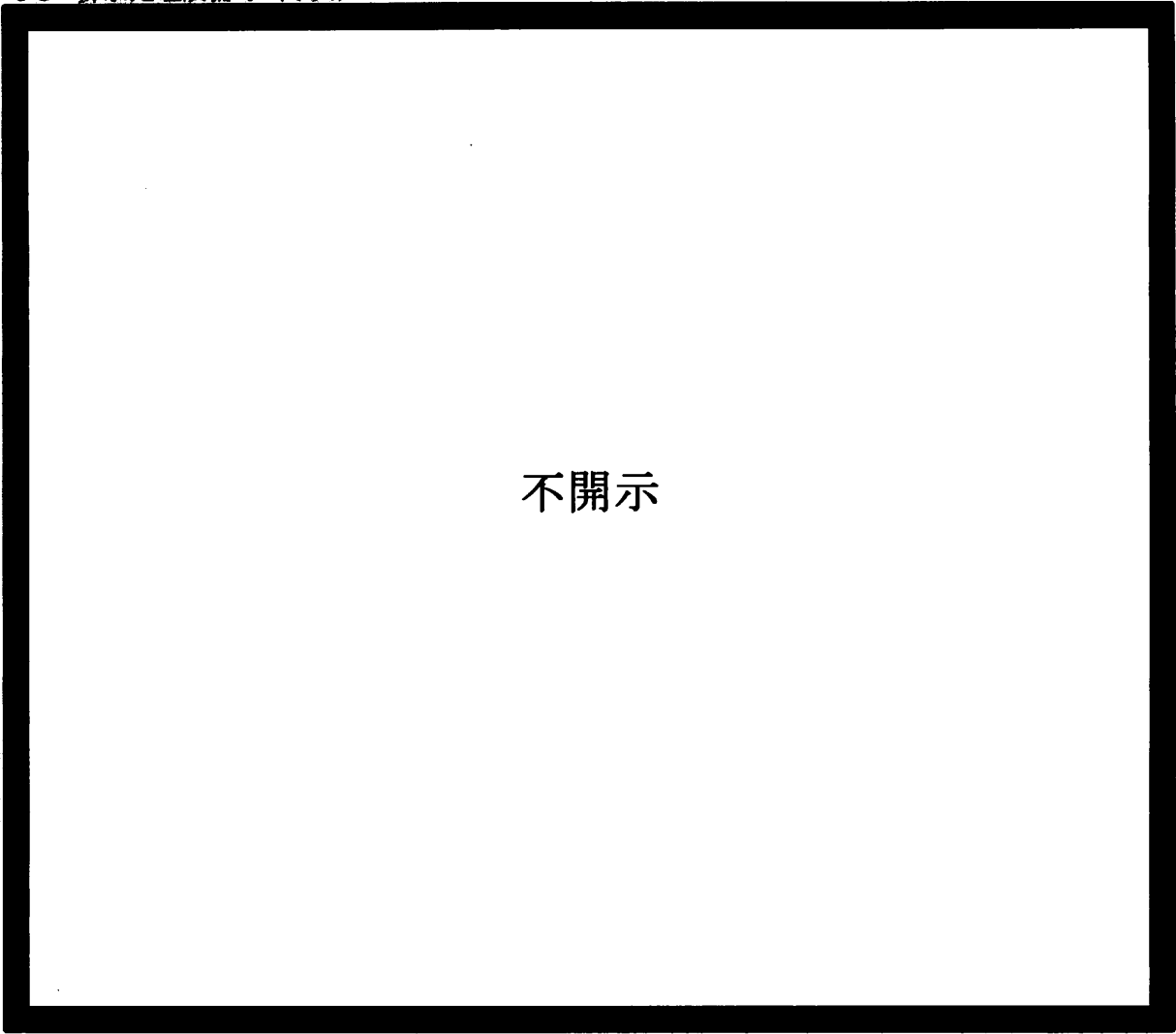
3-3 施設内写真（排水処理設備等を含む。）

不開示

3-3 施設内写真（排水処理設備等を含む。）

0 ゲート 不開示	1 ゲート 
2 ゲート 	3 ゲート 不開示
5 ゲート 	

3-3 排水処理設備等（写真）



不開示

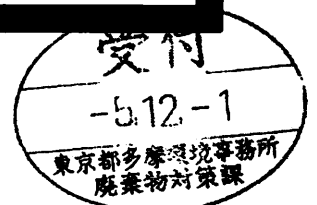
4 保管場所の詳細

4 保管場所の詳細

4-2 保管する産業廃棄物の一覧表（変更後）

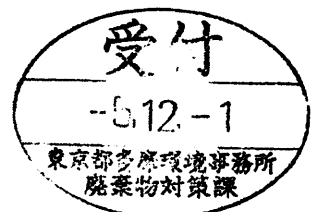
保管 番号	産業廃棄物 の 種 類	保 管 方 法 ※1	保 管 量 (a)※2	屋 内 外	一日当たり の平均的な 搬出量(b)	保管上限 (c)※2※3 (c=b×7) (a≤c)	搬 入 者 ※4	搬 出 者 ※4
----------	----------------	---------------	----------------	-------------	--------------------------	-------------------------------------	-------------------	-------------------

不開示



不開示

- ※1 容器使用の場合は、保管方法の欄に容器の種類及び個数を記載してください。
- ※2 保管量の有効数字は原則3桁（切り捨て）となりますが、産業廃棄物の種類及び保管量により変わる場合があります。
- ※3 保管量は、一日当たりの平均的な搬出量の7倍以下にしなければなりません。（廃棄物処理法施行令第6条第1項第1号ホ）単位はm³で記載してください。
- ※4 産業廃棄物の種類について、自者で搬入又は搬出する場合は「自」を、他者で搬入又は搬出する場合は「他」を○で囲んでください。搬入、搬出はどちらか一方は必ず自者のみで行ってください。

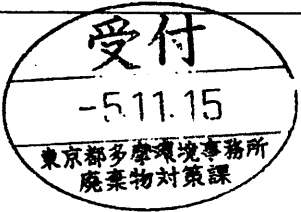


4-3,4-4 産業廃棄物の保管場所

産業廃棄物の種類		汚泥、廃プラスチック類、金属くず（消火器）	不開示
番号	不開示		不開示
図面			
不開示			
写真			
不開示			
〔都計算欄〕			
受付 -511.15 東京都多摩環境事務所 廃棄物対策課			

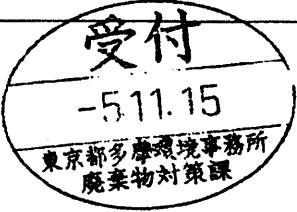
4-3,4-4 産業廃棄物の保管場所

産業廃棄物の種類	汚泥、金属くず（電池）		不開示
番号	不開示	汚泥、金属くず（電池）【水銀使用製品産業廃棄物】	不開示
図面			
不開示			
写真			
不開示			
〔都計算欄〕			



4-3,4-4 産業廃棄物の保管場所

産業廃棄物の種類	汚泥、廃プラスチック類、 金属くず（バッテリー）	不開示
番号		不開示
図面		
不開示		
写真		
不開示		
〔都計算欄〕		



4-3,4-4 産業廃棄物の保管場所

産業廃棄物の種類	廃油	不開示
番号		不開示

図面

不開示

写真

不開示

〔都計算欄〕

受付
-5.11.15
東京都多摩環境事務所
廃棄物対策課

4-3,4-4 産業廃棄物の保管場所

産業廃棄物の種類	廃酸		不開示
番号	不開示	廃酸【水銀含有ばいじん等】	不開示
図面			
不開示			
写真			
不開示			
〔都計算欄〕			

受付
-511.15
東京都多摩環境事務所
廃棄物対策課

4-3,4-4 産業廃棄物の保管場所

産業廃棄物の種類	廃アルカリ	不開示
番号	廃アルカリ【水銀含有ばいじん等】	不開示

図面

不開示

写真

不開示

〔都計算欄〕

受付
-511.15
東京都多摩環境事務所
産業物対策課

4-3,4-4 産業廃棄物の保管場所

産業廃棄物の種類	燃え殻【水銀含有ばいじん等】	不開示
番号	燃え殻、汚泥	不開示
図面		
不開示		
写真		
不開示		
〔都計算欄〕		
受付 -5.11.15 東京都多摩環境事務所 廃棄物対策課		

4-3,4-4 産業廃棄物の保管場所

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、 ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類 【石綿含有産業廃棄物】	不開示
番号	不開示	不開示

図面

不開示

写真

不開示

〔都計算欄〕

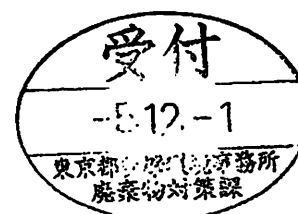
受付
-5.11.15
東京都多摩環境事務所
廃棄物対策課

5 作業手順書

5 作業手順書

保管番号	a, b, c	産業廃棄物の種類	消火器、電池、バッテリー		
手選別	有・ ☒	手解体	有・ ☒	有価物の抜き取り	有・ ☒
作業	(1)搬入 ・ドラム缶等の容器に収納された消火器、電池、バッテリーを自社および他社車両により搬入する。 (2)保管場所への移動作業 ・運搬容器がドラム缶であれば重機と手作業でそのまま保管場所に保管し、ドラム缶に入る大きさの容器であればそのままドラム缶の中に保管する。 (3)搬出 ・一定量になり次第、重機と手作業によりドラム缶ごと車両の荷台に積み込み、自社運搬で搬出する。				

保管番号	d, e, f	産業廃棄物の種類	廃油、廃酸、廃アルカリ		
手選別	有・ ☒	手解体	有・ ☒	有価物の抜き取り	有・ ☒
作業	(1)搬入 ・専用容器に収納された廃油を自社および他社車両により搬入する。 (2)保管場所への移動作業 ・運搬容器がドラム缶であれば重機と手作業でそのまま保管場所に保管する。ポリ容器等の運搬容器であればクローズドラム缶に手作業で移すか、オープンドラム缶に容器ごと保管する。 (3)搬出 ・一定量になり次第、重機と手作業により運搬容器ごと保管場所か車両の荷台に積み込み自社車両で搬出する。				



保 管 番 号	g	産業廃棄物の 種 類	燃え殻、汚泥		
手選別	有・無	手解体	有・無	有価物の 抜き取り	有・無
作 業	(1)搬入 ・コンテナ等に積んだ燃え殻、汚泥を自社および他社車両により搬入する。 (2)保管場所への移動作業 ・保管場所にコンテナを下す。シート掛けをして保管する。 (3)搬出 ・一定量になり次第、脱着装置付コンテナ専用車でコンテナごと保管場所から車両に積み込み自社車両で搬出する。				

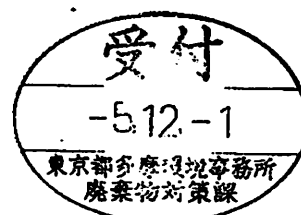
保 管 番 号	h	産業廃棄物の 種 類	廃プラスチック類、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物）		
手選別	有・無	手解体	有・無	有価物の 抜き取り	有・無
作 業	(1)搬入 ・フレコンバック等に収納された石綿含有産業廃棄物を自社および他社車両により搬入する。 (2)保管場所への移動作業 ・車両の荷台から保管場所に、専用容器ごとクレーン車や重機、手作業で移し、専用容器のまま保管する。 (3)搬出 ・一定量になり次第、重機と手作業により専用容器ごと保管場所から車両の荷台に積み込み自社および他社車両で搬出する。				



6 施設清掃に関する説明

6 施設清掃に関する説明

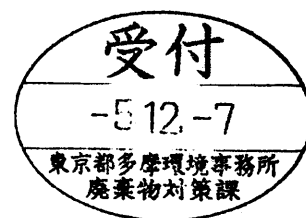
対象物	清掃頻度	清掃方法
保管場所	可能な場所は稼働日ごと または1回/月	作業終了後、重機またはブラシ等の清掃用具を使用して清掃する。必要に応じ、水を撒いて洗浄。また随時適用、害虫駆除剤や消臭剤を散布する。
保管容器	随時	必要に応じウエス等で拭き取る。定期的な買い替えをする。
選別場所	可能な場合稼働ごとに清掃 または1回/月	作業終了後、重機またはブラシ等の清掃用具を使用して清掃する。必要に応じ、水を撒いて洗浄。また随時適用、害虫駆除剤や消臭剤を散布する。
排水溝 汚水枡	1回/月	堆積した汚泥は、清掃用具を使用して清掃する。必要に応じ、害虫駆除剤や消臭剤を散布する。
オイルトラップ	1回/月	堆積した汚泥は、清掃用具を使用して清掃する。必要に応じ、害虫駆除剤や消臭剤を散布する。
車両	(自社車両) 稼働日ごと	高圧洗浄機等を使用して洗車する。
その他		



7 生活環境の保全上の措置等

7 生活環境の保全上の措置等

項 目	発生が想定 される場所	防止対策
不開示		



7 生活環境の保全対策に関する設備の場所を示した図面（粉じんの飛散）

不開示

7 生活環境の保全対策に関する設備の場所を示した図面（悪臭）

不開示

7 生活環境の保全対策に関する設備の場所を示した図面（騒音）

不開示

7 生活環境の保全対策に関する設備の場所を示した図面（振動）

不開示

7 生活環境の保全対策に関する設備の場所を示した図面（有害物質の漏洩）

不開示

7 生活環境の保全対策に関する設備の場所を示した図面（地下浸透）※施設全体が対象

不開示

7 生活環境の保全対策に関する設備の場所を示した図面（害虫の発生）

不開示

7 生活環境の保全対策に関する設備の場所を示した図面（その他）

不開示

7 生活環境の保全上の措置等の写真

項目	粉じん
発生が想定される場所	荷卸し場所、重機、保管場所
不開示  塀、ゲート 不開示	

項目	悪臭、害虫
発生が想定される場所	保管場所、排水処理設備
不開示	

7 生活環境の保全上の措置等の写真

不開示

8 積替え保管作業に使用する重機

8 積替え保管作業に使用する重機

8-1 重機一覧表

	重機の種類	台数
1	油圧パワーショベル	8
2	フォークリフト	3
3	タイヤショベル	2
4	ホイールローダ	1
5	スケーパー	1

②正工

工 ③ -

T

不開示

比留間運送株式会社

令和5年7月24日現在

不開示

写真2

写真3

不開示

経歴区分(納入)	
新 0	中 5

納入御案内書

不開示

2

比留間運送株式会社

令和5年7月24日現在

不開示

不開示

写真2

写真3

不開示

経歴区分(納入)	
新 0 草 5 中古 5 草 5	

納入御案内書

不開示

不開示

比留間運送株式会社

令和5年7月24日現在

不開示

7-031

不開示

不開示

比留間運送株式会社

令和5年7月24日現在

不開示

サービスカード(控)

不開示

納入サービス チェックシート

不開示

(2)

比留間運送株式会社

令和5年7月24日現在

不開示

不開示

不開示

不開示

③

比留間運送株式会社

令和5年7月24日現在

不開示

不開示

納 品 書

不開示

④

比留間運送株式会社

令和5年7月24日現在

不開示

不開示

納 品 書

不開示

不開示

比留間運送株式会社

令和5年7月24日現在

不開示

納 品 書

不開示

①

不開示

比留間運送株式会社

令和5年7月24日現在

不開示

納 品 書

不開示

③

不開示

比留間運送株式会社

令和5年7月24日現在

不開示

不開示

5

不開示

比留間運送株式会社

令和5年7月24日現在

不開示

納品書

不開示

⑥

比留間運送株式会社

令和5年7月24日現在

不開示

不開示

不開示

不開示

比留間運送株式会社

令和5年7月24日現在

不開示

伊-050

ショベルローダー等

3年間保存

定期自主検査記録表（年次）

証明書
発行日 R4年12月17日

様式SR-SC-01-F

建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出
の抑制を図るための規制に基づく検査費用

証明書
発行No K5889

印章
No 139819

不開示

不開示

比留間運送株式会社

令和5年7月24日現在

不開示

機械売買契約書

不開示

不開示



不開示

比留間運送株式会社

令和5年7月24日現在

不開示

伊-051

油圧ショベル(クローラ式)

3年間保存

特定自主検査記録表

証
明
書
発
行
日

RS 年 4 月 8 日

様式SR-EHC-01-E

建設業に係る特定特殊自動車排出ガスの排出
の抑制を図るための指針に基づく検査記録表

証
明
書
発
行
No.

K6032

機
体
No.

0227257

不開示

9 使用権原を証明する書類等

9 使用権原を証明する書類等（土地、建物、公図）

①公図

②土地・建物全部事項証明書（登記簿謄本）

【土地・建物】武蔵村山市伊奈平三丁目28番1（㈲大宝） ✓

【土地】武蔵村山市伊奈平三丁目28番4（㈲大宝） ✓

【建物】武蔵村山市伊奈平三丁目28番4（自己所有） ✓

【土地】武蔵村山市伊奈平三丁目28番5（㈲大宝） ✓

【土地・建物】武蔵村山市伊奈平三丁目27番1（㈲リードコーポレーション）

【土地】武蔵村山市伊奈平三丁目25番3（自己所有） ✓

【土地】武蔵村山市伊奈平三丁目25番5（自己所有）

【土地・建物】武蔵村山市伊奈平三丁目24番（自己所有）

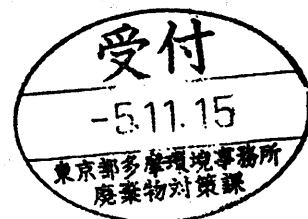
【土地】武蔵村山市伊奈平三丁目20番（自己所有）

③賃貸借契約書

【土地・建物】武蔵村山市伊奈平三丁目28番1、4、5（㈲大宝） ✓

※3-28-4の建物は自己所有 ✓

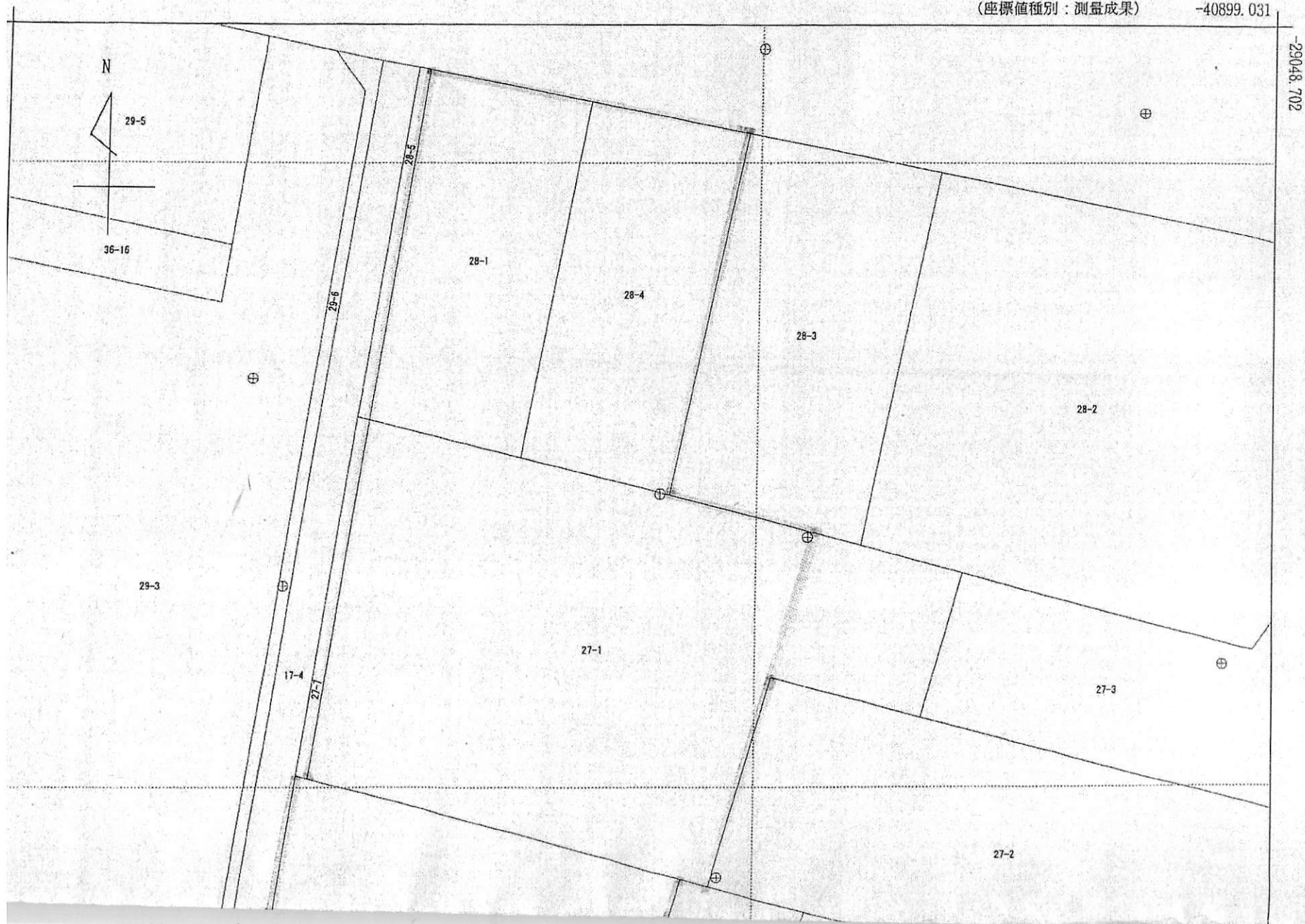
【土地・建物】武蔵村山市伊奈平三丁目27番1（㈲リードコーポレーション） ✓

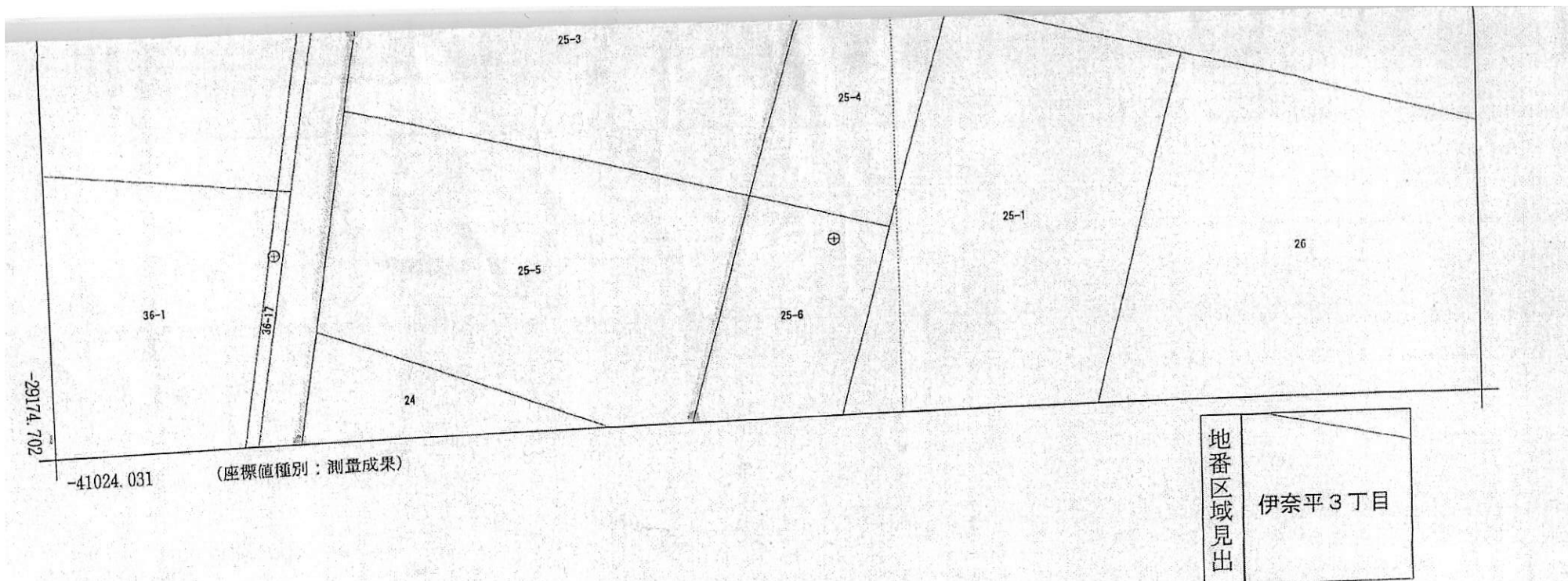


(座標値種別：測量成果)

-40899.031

-23048.702





請求部	所在	武蔵村山市伊奈平三丁目				地番	27番1	
出力尺	1/500	精度区分	甲一	座標系又は記号	IX	分類	地図(法第14条第1項)	
種類	地籍図							
作成年月日	令和3年12月14日				備付年月日(原図)	令和3年12月14日		
補記事項	地図の縮尺は1/250ですが、1/500に変更して出力しています							

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和5年7月26日
東京法務局立川出張所
登記官

請求番号: 21-4
(1/1)

宮崎久昭



原本確認



1 23-3

(座標値種別：測量成果)

-40917.487

-29139.507



29-3

25-3

25-4

27-2

25-5

25-1

26

25-6

36-1

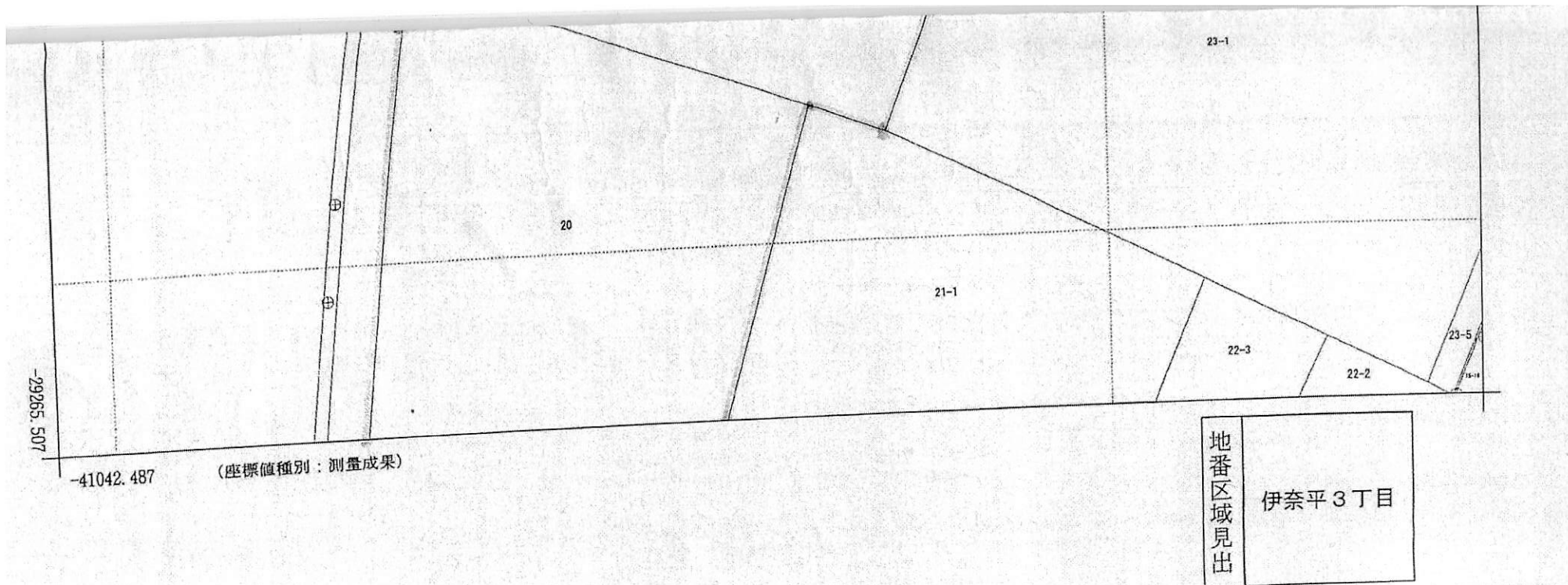
17-4

24

23-2

25-6

36-17



請求部	所在	武蔵村山市伊奈平三丁目				地番	24番	
出力縮尺	1/500	精度区分	甲一	座標系番号又は記号	IX	分類	地図(法第14条第1項)	
作成年月日	令和3年12月14日				備付年月日(原図)	令和3年12月14日	補記事項	地図の縮尺は1/250ですが、1/500に変更して出力しています

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和5年7月26日
東京法務局立川出張所
登記官

請求番号：21-2
(1/1)

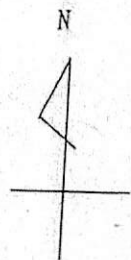
宮崎久昭
東京法務局立川出張所
登記官

原本確認
受付
-511.15
東京都多摩環境事務所
廃棄物対策課

4 15-13

(座標値種別：測量成果)

-40933.140



25-1 26

-29188.503

23-2

24

23-1

36-1

36-17

17-4

20

21-1

22-3

22-2

22-5



地番区域見出し
伊奈平3丁目

請求部	所在	武蔵村山市伊奈平三丁目				地番	20番		
出力縮尺	1/500	精度区分	甲一	座標系又は番号は記号	IX	分類	地図(法第14条第1項)	種類	地籍図
作成年月日	令和3年12月14日			備付年月日(原図)	令和3年12月14日		補記事項	地図の縮尺は1/250ですが、1/500に変更して出力しています	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和5年7月26日
東京法務局立川出張所
登記官

請求番号: 21-3
(1/1)

宮崎久昭



表 題 部 (土地の表示)		調製	平成17年8月25日	不動産番号	0128000260878
地図番号	Q23-2-2 Q23-2-4	筆界特定	[余白]		
所 在	武蔵村山市伊奈平三丁目				[余白]
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕		
2548番	山林	3609	[余白]		
2548番1	[余白]	3291	①③2548番1、同番2に分筆 〔昭和47年11月15日〕		
[余白]	畑	[余白]	②昭和54年10月8日変更 〔昭和54年12月25日〕		
28番	[余白]	[余白]	①変更 〔昭和55年2月1日〕		
28番1	[余白]	1378	①③28番1、同番2に分筆 〔昭和59年5月18日〕		
[余白]	[余白]	645	③28番1、28番3に分筆 〔昭和59年9月20日〕		
[余白]	[余白]	[余白]	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成17年8月25日		
[余白]	[余白]	1183	③錯誤 〔平成27年6月15日〕		
[余白]	[余白]	570	③28番1、28番4、28番5に分筆 〔平成27年10月14日〕		
[余白]	宅地	570.19	②③平成28年4月27日地目変更 〔平成30年1月10日〕		

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和59年6月6日 第15622号	原因 昭和58年12月16日相続 所有者 立川市上砂町四丁目13番地1 荒井明久 順位2番の登記を移記
	[余白]	[余白]	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成17年8月25日
2	所有権移転	平成27年4月13日 第18436号	原因 平成27年4月13日売買 所有者 東京都武蔵村山市中央二丁目18番地 の3 有 限 会 社 大 宝

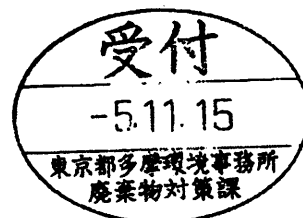
原 確 認

受付

-5.11.15

東京都多摩環境事務所
廃棄物対策課

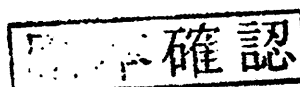
権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 する 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	抵当権設定	昭和59年8月28日 第24095号	原因 昭和58年12月16日相続による相続 税及び利子税昭和59年6月14日設定 債権額 金17億4,868万4,200円(内訳 相続税額金7億5,374万7,400円及び利子税の額金9億9,493万6,800円) 延滞税額 国税通則法所定の額 債務者 立川市上砂町四丁目13番地1 荒井明久 抵当権者 大蔵省 (取扱庁 立川税務署) 共同担保 目録第1681号 順位1番の登記を移記
2	1番抵当権抹消	平成17年1月25日 第1534号	原因 平成17年1月14日解約 順位2番の登記を移記
	金白	金白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成17年8月25日



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。

令和5年7月26日
東京法務局立川出張所

登記官



宮崎久昭

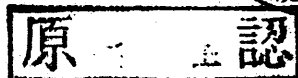
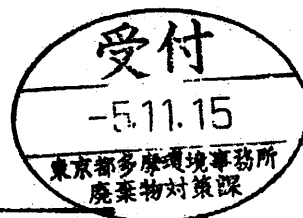


* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D55823 (6/10)

2/2

表 題 部	(主である建物の表示)	調製	[金 白]	不動産番号	0128010091726
所在図番号	[金 白]				
所 在	武蔵村山市伊奈平三丁目 28番地1			[金 白]	
家屋番号	28番1			[金 白]	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
事務所	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき 2階建	1階	50.78	平成28年4月27日新築 〔平成30年1月10日〕	
所 有 者	東京都武蔵村山市中央二丁目18番地の3 有 限 会 社 大 宝				



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の甲区及び乙区に登録されている事項はない。

令和5年7月26日
東京法務局立川出張所

登記官

宮 崎 久 昭



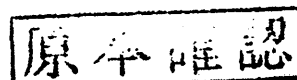
* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D55824 (1 / 2)

1 / 1

表 題 部 (土地の表示)		調製	金 白	不動産番号	0128010066460
地図番号	Q23-2-2 Q23-2-4	筆界特定	金 白		
所 在	武蔵村山市伊奈平三丁目			金 白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
28番4	畑	570		28番1から分筆 〔平成27年10月14日〕	
金 白	宅地	570	82	②③平成29年11月29日地目変更 〔平成30年1月10日〕	
金 白	金 白	570	83	③錯誤 国土調査による成果 〔令和3年12月14日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成27年4月13日 第18436号	原因 平成27年4月13日売買 所有者 東京都武蔵村山市中央二丁目18番地の3 有 限 会 社 大 宝 順位2番の登記を転写 平成27年10月6日受付 第45753号



これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和5年7月26日
東京法務局立川出張所

登記官

宮 崎 久 昭

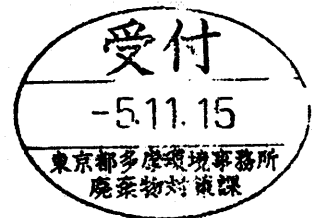


* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D55823 (7/10)

1/1

表題部	(主である建物の表示)	調製	金白	不動産番号	0128010091727
所在図番号	金白				
所在	武蔵村山市伊奈平3丁目 28番地4、28番地1			金白	
家屋番号	28番4			金白	
①種類	②構造	③床面積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
工場	鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき 平家建	491.90		平成29年11月29日新築 〔平成30年1月10日〕	
所有者	東京都武蔵村山市中央二丁目18番地の3 比留間運送株式会社				



原本確認

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の甲区及び乙区に登録されている事項はない。

令和5年7月26日
東京法務局立川出張所

登記官

宮崎久昭



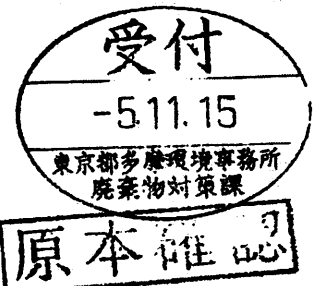
* 下線のあるものは消事項であることを示す。

整理番号 D55824 (2/2)

1/1

表題部	(土地の表示)	調製	[余白]	不動産番号	0128010066461
地図番号	Q23-2-2 Q23-2-4	筆界特定	[余白]		
所在	武蔵村山市伊奈平三丁目		[余白]		
①地番	②地目	③地積	m	原因及びその日付〔登記の日付〕	
28番5	畑	42		28番1から分譲 〔平成27年10月14日〕	
[余白]	公衆用道路	[余白]		②平成28年4月27日地目変更 〔平成30年1月10日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成27年4月13日 第18436号	原因 平成27年4月13日売買 所有者 東京都武蔵村山市中央二丁目18番地の3 有限会社大宝 順位2番の登記を転写 平成27年10月6日受付 第45753号



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和5年7月26日
東京法務局立川出張所

登記官

宮崎 久 昭



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D55823 (8/10)

1/1

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成17年8月25日	不動産番号	0128000260870
地図番号	Q23-2-4 Q23-4-2 Q24-1-3	筆界特定	余白		
所 在	武蔵村山市伊奈平三丁目			余白	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m	原因及びその日付【登記の日付】	
2547番1	山林	5209		余白	
余白	余白	5144		③2547番1、同番4に分筆 【昭和47年11月10日】	
27番1	余白	余白		①変更 【昭和55年2月1日】	
余白	余白	1838		③27番1ないし27番3に分筆 【昭和58年2月21日】	
余白	余白	1795		③27番1、27番7に分筆 【平成8年1月25日】	
余白	余白	余白		平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成17年8月25日	
余白	宅地	1795	51	②③年月日不詳地目変更 国土調査による成果 【令和3年12月14日】	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和38年12月18日 第14848号	原因 昭和38年10月20日相続 所有者 武蔵村山市本町三丁目63番地の1 荻野忠三 順位1番の登記を移記
	余白	余白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成17年8月25日

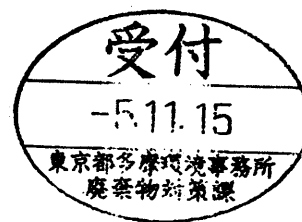
権 利 部 (乙 区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	根抵当権設定	平成13年7月30日 第21985号	原因 平成13年7月30日設定 価額 金7,000万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 債務者 武蔵村山市本町三丁目63番地の1 有限会社リードコーポレーション 根抵当権者 中野区中野二丁目29番10号 西武信用金庫 共同担保 目録第5126号 順位2番の登記を移記
	余白	余白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項

* 下線のあるものは消事項であることを示す。

整理番号 D55823 (5/10)

1/2

順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
			の規定により移記 平成17年8月25日



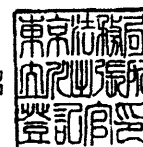
原本確認

これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。

令和5年7月26日
東京法務局立川出張所

登記官

宮崎久昭



* 下線のあるものは持続事項であることを示す。

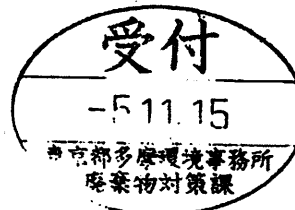
整理番号 D55823 (5/10)

2/2

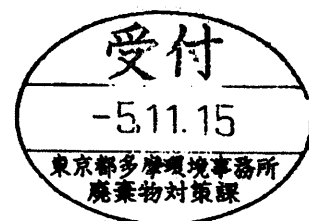
表 題 部 (主である建物の表示)		調製	平成17年8月25日	不動産番号	0128000261320
所在図番号	[余白]				
所 在	武蔵村山市伊奈平3丁目 27番地1			[余白]	
家屋番号	27番1			[余白]	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
倉庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	656.70		平成8年10月23日新築	
[余白]	[余白]	[余白]		平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成17年8月25日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	共有者全員持分全部移転	平成13年7月30日 第21984号	原因 平成13年7月30日売買 所有者 武蔵村山市本町三丁目63番地の1 有限会社リードコーポレーション 順位2番の登記を移記
	[余白]	[余白]	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成17年8月25日

権 利 部 (乙 区) (所有権以外の権利に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	根抵当権設定	平成13年7月30日 第21985号	原因 平成13年7月30日設定 極度額 金7,000万円 債権の範囲 信用金庫取引 手形債権 小切手 債権 債務者 武蔵村山市本町三丁目63番地の1 有限会社リードコーポレーション 根抵当権者 中野区中野二丁目29番10号 西武信用金庫 共同担保 目録第5126号 順位2番の登記を移記
	[余白]	[余白]	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成17年8月25日



原本確認



原本確認

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。

令和5年7月26日
東京法務局立川出張所

登記官

宮崎久昭



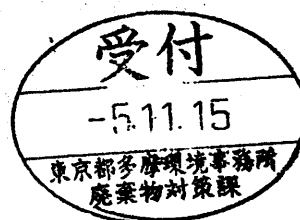
* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D55823 (10/10)

2/2

表題部 (土地の表示)		調製	平成17年8月25日	不動産番号	0128000260865
地図番号	Q23-2-4 Q23-4-2	筆界特定	[余白]		
所在	武蔵村山市伊奈平三丁目			[余白]	
①地番	②地目	③地積	m	原因及びその日付〔登記の日付〕	
25番3	山林	802		25番1から分筆 〔平成6年4月14日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成17年8月25日	
[余白]	宅地	802	01	②③年月日不詳地目変更 国土地調査による成果 〔令和3年12月14日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成6年5月31日 第17757号	原因 平成6年5月30日売買 共有者 武蔵村山市中央二丁目18番地の3 持分2分の1 比留間久仁男 武蔵村山市中央二丁目18番地の3 2分の1 比留間澄枝 順位3番の登記を移記
	[余白]	[余白]	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成17年8月25日
2	共有者全員持分全部移転	平成22年5月19日 第12564号	原因 平成22年5月11日売買 所有者 東京都武蔵村山市中央二丁目18番地の3 比留間運送株式会社



原本確認

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和5年7月26日
東京法務局立川出張所

登記官

宮崎久昭



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D55823 (3/10)

1/1

表題部	(土地の表示)	調製	平成17年8月25日	不動産番号	0128000260867
地図番号	Q23-4-2	筆界特定	余白		
所在	武蔵村山市伊奈平3丁目			余白	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
25番5	山林		762	25番1から分筆 〔平成6年4月14日〕	
余白	余白	余白		平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成17年8月25日	
余白	宅地		760.55	②年月日不詳地目変更 ③錯誤 国土調査による成果 〔令和3年12月14日〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	平成6年5月31日 第17758号	原因 平成6年5月30日売買 所有者 武蔵村山市中央二丁目18番地の3 比留間運送株式会社 順位3番の登記を移記
	余白	余白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成17年8月25日



原本確認

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和5年7月26日
東京法務局立川出張所

登記官

宮崎久昭



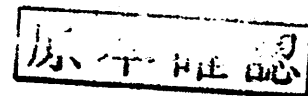
* 下線のあるものは法律事項であることを示す。

整理番号 D55823 (4/10)

1/1

表題部 (土地の表示)		調製	平成17年8月25日	不動産番号	0128000260863
地図番号	Q23-4-2 Q23-4-4 Q24-3-1 Q24-3-3	筆界特定	[余白]		
所在	武蔵村山市伊奈平三丁目			[余白]	
①地番	②地目	③地積	m ²	原因及びその日付(登記の日付)	
2546番4	山林	2505		[余白]	
24番	[余白]	[余白]		①変更 [昭和55年2月1日]	
[余白]	[余白]	[余白]		平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成17年8月25日	
[余白]	宅地	2936.09		②年月日不詳地目変更 ③錯誤 国土調査による成果 [令和3年12月14日]	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和54年11月6日 第44778号	原因 昭和54年5月8日相続 共有者 武蔵村山市大字中藤4584番地 持分2分の1 乙 幡 忠 雄 武蔵村山市大字中藤4584番地 2分の1 乙 幡 矩 子 順位2番の登記を移記
付記1号	1番登記名義人表示変更	平成18年7月13日 第21258号	原因 昭和62年9月1日町名地番変更 共有者乙幡矩子の住所 東京都武蔵村山市本町一丁目82番地の2
2	乙幡忠雄持分全部移転	平成12年12月27日 第35878号	原因 平成12年3月5日相続 共有者 武蔵村山市本町一丁目82番地の2 持分4分の1 乙 幡 恵 子 武蔵村山市本町一丁目82番地の2 4分の1 乙 幡 直 樹 順位3番の登記を移記
	[余白] 原 心	[余白]	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成17年8月25日
3	共有者全員持分全部移転	平成18年7月13日 第21259号	原因 平成18年7月13日売買 所有者 東京都武蔵村山市中央二丁目18番地の3 比 留 岡 運 送 株 式 会 社



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和5年7月26日
東京法務局立川出張所

登記官

宮崎 久昭



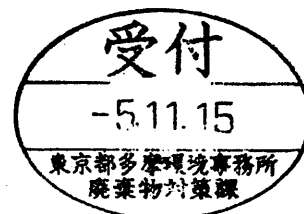
* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D55823 (2/10)

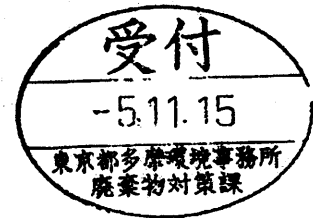
2/2

表 題 部	(主である建物の表示)	調製	平成17年8月25日	不動産番号	0128000261317
所在図番号	余白				
所 在	武蔵村山市伊奈平3丁目 24番地			余白	
家屋番号	24番			余白	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
作業所	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	213.86		平成7年6月10日新築	
余白	余白	余白		平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成17年8月25日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 する 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	平成8年6月14日 第20146号	共有者 武蔵村山市本町一丁目82番地の2 持分2分の1 乙 幡 忠 雄 武蔵村山市本町一丁目82番地の2 2分の1 乙 幡 矩 子 順位1番の登記を移記
2	乙幡忠雄持分全部移転	平成12年12月27日 第35878号	原因 平成12年3月5日相続 共有者 武蔵村山市本町一丁目82番地の2 持分4分の1 乙 幡 恵 子 武蔵村山市本町一丁目82番地の2 4分の1 乙 幡 直 樹 順位2番の登記を移記
	余白	余白	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項 の規定により移記 平成17年8月25日
3	共有者全員持分全部移転	平成18年7月13日 第21260号	原因 平成18年7月13日売買 所有者 東京都武蔵村山市中央二丁目18番地 の3 比 留 問 運 送 株 式 会 社



原本確認



原本確認

これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和5年7月26日
東京法務局立川出張所

登記官

宮崎久昭



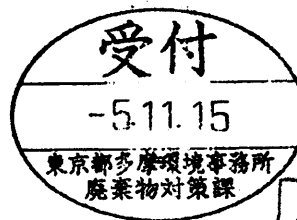
* 下線のあるものは消事項であることを示す。

整理番号 D55823 (9/10)

2/2

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成17年8月25日	不動産番号	0128000260854
地図番号	Q23-4-4 Q33-2-2	筆界特定	[余白]		
所 在	武蔵村山市伊奈平3丁目				[余白]
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕		
2546番5	畑	1358	[余白]		
20番	[余白]	[余白]	①変更 〔昭和55年2月1日〕		
[余白]	[余白]	1412	③錯誤 〔平成15年11月27日〕		
[余白]	雑種地	[余白]	②平成9年10月1日変更 〔平成15年11月27日〕		
[余白]	[余白]	[余白]	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成17年8月25日		
[余白]	[余白]	1413	③錯誤 国土調査による成果 〔令和3年12月14日〕		

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	平成15年12月18日 第37593号	原因 平成15年12月18日売買 所有者 武蔵村山市中央二丁目18番地の3 有 限 会 社 大 宝 順位3番の登記を移記
	[余白]	[余白]	平成17年法務省令第18号附則第3条第2項の規定により移記 平成17年8月25日
2	所有権移転	平成26年11月4日 第30979号	原因 平成26年10月29日売買 所有者 東京都武蔵村山市中央二丁目18番地の3 比 留 間 迎 送 株 式 会 社

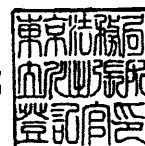


これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和5年7月26日
東京法務局立川出張所

登記官

宮 崎 久 昭



* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D55823 (1/10)

1/1

土地賃貸借契約書

平成 29 年 08 月 01 日

土地建物賃貸借契約書

賃貸人

住 所 東京都武蔵村山市中央二丁目 18 番地の 3

氏 名 有限会社 大宝

代表取締役 比留間 菜

対象外

④ (以下「甲」という。)

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

賃借人

住 所 東京都武蔵村山市中央二丁目 18 番地の 3

氏 名 比留間運送 株式会社

代表取締役 比留間久仁

対象外

⑤ (以下「乙」という。)

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

不開示

有 限 会 社 大 宝

比 留 間 運 送 株 式 会 社

不 開 示	不 開 示

建 物（倉庫）契 約 書

不開示

不開示

対象外

対象外

対象外

対象外

不開示

2023 年 7 月 6 日

甲（貸主）住所

有限会社リードコーポレーション

代表取締役 荻野光徳

〒206-0004 東京都武蔵村山市本町3-63

TEL・FAX 042-560-2104

氏名

対象外

適格請求書発行事業者登録番号

不開示

乙（借主）住所

東京都武蔵村山市中丸2丁目18番地013

比留間倉庫株式会社

代表取締役 比留間 宏

氏名

対象外

適格請求書発行事業者登録番号

不開示

仲介人

不開示

不開示

対象外

不開示

不開示

取引士

不開示

東京都 第

不開示

号

対象外

適格請求書発行事業者登録番号

不開示

10 他法令への対応

10 他法令への対応

10-1 関係法令に関する書類（環境確保条例）

・工場設置（変更）認可申請書（条例第81条・第82条、規則第30条）

管轄：武蔵村山市協働推進部 環境課 環境保全グループ 新野 様

日時：2023年8月21日（月）

産業廃棄物収集運搬業許可の更新について説明。変更点等はないため手続きは不要。

10-2 関係法令に関する書類（その他）

・消防法等に関する書類

管轄：北多摩西部消防署 武蔵村山出張所 坂本 様

日時：2023年8月22日（火）

産業廃棄物収集運搬業許可の更新について説明。変更点等はないため手続きは不要。

工場 設置
変更 認可申請書

令和3年 3 月 30 日

武蔵村山市長 殿

住所 東京都武蔵村山市中央二丁目18番地の3

氏名 比留間 宏明 対象外 ㊦

(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 ~~第81条第1項~~ 第82条第1項の規定により認可を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

既 認 可 番 号	認可番号・年月日	工場変更認可第733号 平成3年5月14日	
	変更事由	1 業種 2 作業 3 建物 4 施設	
工 場 の 名 称	比留間運送株式会社 伊奈平工場		
工 場 の 所 在 地	東京都武蔵村山市伊奈平三丁目25番地5		
地 域 等	用途地域	水域	
	工業地域	多摩川水域	
業 種 ①	①廃棄物処理業		②中間処理
作 業 の 種 類 ②			
主 要 生 産 品 目			
資 本 金	1180万円	作 業 時 間	08時00分から 20時00分まで(12時間)
自動車の出入口が 接する道路の幅員	6m	100メートル以 内の学校・病院等の 所在地	該当無し
工 事 着 工 予 定	令和3年 5 月 1 日	工 事 完 成 予 定	令和3年5月14日
従 業 員 数	23人	常 時 雇 用 者 数	23人
公 害 防 止 担 当 部 課	担当部課 伊奈平工場 責任者氏名 工場長 対象外		
連 絡 先	所 属 総務部 氏 名 対象外 TEL 番号 042-565-1336 FAX 番号 042-561-2271 メールアドレス 対象外		
※ 受 付 欄	※手数料		7,600

- ※印の欄には記入しないこと。
- 「既認可番号等」の欄は、変更認可申請時のみ記入すること。
- △印の欄には、申請書に添付する各別紙に一連番号を付けた上、該当する別紙の番号を記入すること。
- 「用途地域」の欄には都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域を、「水域」の欄には条例別表第7 4の部の付表の水域細区分の欄に掲げる水域を記入すること。
- 「業種①、作業の種類②」の欄の「①」には日本標準産業分類の中分類項目を記入すること。また、「②」には条例別表第1に掲げる工場の種類を記入すること。
- 「100メートル以内の学校・病院等」とは、工場の敷地の境界から100メートル以内の学校及び病院並びに50メートル以内の保育所、診療所（患者の収容施設を有するものに限る。）、図書館及び特別養護老人ホームをいう。
- 「公害防止担当部課」の欄の「責任者氏名」には、公害防止管理者を置いている工場にあっては、公害防止管理者の氏名を記入すること。

第7号様式 その2

敷地・建物の状況	敷地面積	1 変更後(設置) 8732.59 m ²		2 変更前		
	建物の配置等	「別紙1その1」のとおり				
	建物の棟別用途・構造・面積等	「別紙1その2」、「平面図、立面図および断面図」のとおり				
	周囲の状況	「施設周辺図」のとおり				
施設の状況	機械・設備等の施設	「別紙1その3」のとおり				
	構造・配置・使用方法	「主要機器及び附帯設備」のとおり				
動力用電力の合計 (kW)		その他の電力の合計 (kW)	総燃料油使用量 (ℓ/日)	総用水量 (m ³ /日)	取水方法	総排水量 (m ³ /日)
1 変更後 2120.61kw		10kw	400ℓ/日	20 m ³ /日	水道水・井戸水	1 m ³ /日
2 変更前 2097.71kw		10kw	400ℓ/日	20 m ³ /日	水道水・井戸水	1 m ³ /日
工場で取り扱う有害ガス又は有害物質		なし				
作業の工程		「廃棄物処理フロー図」のとおり				
		屋外の作業	一部あり			
公害防止措置の概要 (一時的作業に伴う措置を含む。)		「生活環境保全上の措置」のとおり				

- 備考
- 「建物の配置等」、「建物の棟別用途・構造・面積等」及び「機械・設備等の施設」の欄の別紙は、それぞれ、施行規則別記第7号様式の別紙1その1、その2及びその3を使用すること。
 - 「周囲の状況」の欄の別紙は、近隣の建物の用途、構造及び配置並びに道路の状況等を明らかにした図面とすること。
 - 「構造・配置・使用方法」の欄の別紙は、施行規則別記第7号様式の別紙2から別紙7までのうち該当する様式を使用すること。
 - 「動力用電力の合計」から「総排水量」までの欄は、設置認可申請時には「1」欄のみ記入すること。
 - 「動力用電力の合計」の欄には原動機の定格出力の合計を、「その他の電力の合計」の欄には電熱用電力、電解用電力等、直接当該工場の作業の用に供する電力で動力用電力以外のものの合計を記入すること。
 - 「工場で取り扱う有害ガス又は有害物質」の欄には、条例別表第3 有害ガスに掲げる物質又は別表第4 有害物質に掲げる物質のうち工場で取り扱っているものを記入すること。

事業の用に供するすべての施設

施設設置場所：東京都武蔵村山市伊奈平三丁目 25 番地の 5 (伊奈平工場)

施設種類	処理工程	産廃	一廃	産業廃棄物 種類	単独 処理能力	混合 処理能力	設置 年月日	施設許可 番号	施設許可 年月日	備考
破碎(ク)	①, ③, ④	○	○	廃プラ類	6.3 t/日	—	H03.11.14	施設第 10031 号	H13.02.01	—
破碎(コ)	③, ④, ⑤ ⑤	○	○	廃プラ類 繊維くず	48.0 t/日 32.1 t/日	—	H03.11.14	施設第 10031 号	H18.07.20	—
破碎(シ)	⑩ ⑤	○	○	廃プラ類 繊維くず	44.7 t/日 32.3 t/日	—	R03.01.29	施設第 10031 号	R02.08.27	—
破碎(イ)	②	○	○	木くず	17.1 t/日	—	H10.06.30	施設第 10031 号	H13.02.01	—
破碎(ソ)	②	○	—	木くず	186.4 t/日	—	H28.08.04	施設第 10044 号	H28.07.29	—
破碎(セ)	⑤	○	—	ガラ陶 がれき類	480.0 t/日 480.0 t/日	480.0 t/日	H19.11.14	施設第 10031 号	H18.07.20	— —
破碎(ウ)	③, ④, ⑤	○	○	廃プラ類 紙くず 木くず 繊維くず 金属くず ガラ陶 がれき類 ゴムくず	45.6 t/日 52.8 t/日 125.4 t/日 39.6 t/日 81.6 t/日 198.0 t/日 198.0 t/日 25.4 t/日	53.5 t/日	H19.11.14	施設第 10031 号	H18.07.20	—
破碎(カ)	⑦	○	○	廃プラ類 金属く ず、ガラ陶の混合物 (蛍光灯ランプ) (水銀灯用器具産業 廃棄物)	— —	2.8 t/日	H23.12.1	—	—	—
熔融(ケ)	⑭	○	○	廃プラ類	2.4 t/日	—	H19.11.14	—	—	—
焼却(エ)	③, ④	○	○	紙くず 木くず 繊維くず 動物植物性残さ	— — — —	4.8 t/日	H03.11.14	施設第 50007 号	H09.12.01	—
圧縮(ア)	①	○	○	金属くず	4.3 t/日	—	H19.11.14	—	—	—
圧縮(ス)					10.2 t/日		H29.02.14			
圧縮・梱包 (キ)	③, ④	○	○	廃プラ類 紙くず	180.0 t/日 166.8 t/日	—	H15.08.19	—	—	—
圧縮・梱包 (サ)	⑩, ⑬, ⑮	○	○	廃プラ類 繊維くず	24.3 t/日 17.2 t/日	—	H21.09.14	—	—	—
発酵(オ)	⑦	○	○	汚泥 動物植物性残さ	— —	3.5 t/日	H19.11.14	—	—	—
造粒(ク)	⑮	○	—	ガラ陶 がれき類	— —	6.1 t/日	H30.08.31	—	—	—

備考

1 作業時間は、焼却炉が 8 時～17 時の 8 時間稼働する。それ以外の施設は 8 時～20 時の 12 時間稼働とする。



認 定 書

武環収第23号の2
令和3年5月31日

武蔵村山市長 山崎 泰大



次の工場は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 ~~第8-1条第1項~~ 及び
第82条第1項

~~第8-1条第4項~~
~~第82条第2項~~ に規定する認可の内容及び条件に適合していることを同条例第84条

第2項の規定により認定します。

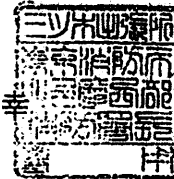
工 場 の 名 称	比留間運送株式会社 伊奈平工場
工場を設置する者の氏名	比留間運送株式会社 代表取締役 比留間 宏明
工 場 の 所 在 地	武蔵村山市伊奈平三丁目25番地の5
認 可 番 号 ・ 年 月 日	工場変更認可第917号 令和3年4月22日
検 査 年 月 日	令和3年5月21日



28北三(少) 第2号
平成28年12月21日

比留間運送株式会社
代表取締役
比留間 久仁男 殿

東京消防庁
北多摩西部消防署長 野崎 俊幸



検査結果通知書

平成28年12月5日付けで届出のあった指定可燃物貯蔵取扱所について
火災予防条例第58条第4項の規定のより検査した結果は、下記のとおりで
す。

記

指摘事項なし

対象外

A

第7号様式（第14条関係）

指定可燃物貯蔵取扱所 変更届出書

平成 28 年 月 日

東京消防庁 北多摩西部消防署長 殿

届出者

住 所 東京都中央二丁目 18 番地の 3
電 話 04
氏 名 比留間久仁男 社 代表取締役 比留間久仁男
代 表 比留間久仁男

対象外

対象外

貯蔵取扱書の所在地	東京都武蔵村山市伊奈平三丁目 25 番地の 5		
貯蔵取扱所の名称、 代 表 者 名	比留間運送株式会社 伊奈平工場 代表取締役 比留間久仁男		
類 品 名 (指 定 数 量)	木くず (10 m ³)		
最 大 数 量	木くず 107.88 m ³	指定数量の倍数又は条例 別表第 7 の数量の倍数	10.79
貯蔵取扱所の位置、 構 造 、 設 備 の 概 要	別紙のとおり		
危険物又は指定可燃物の 貯蔵・取扱い方法の概要	産業廃棄物の中間処理における屋内保管。最大保管高さ 3.0m 以下。		
消 防 用 設 備 等	消火器設置（詳細別紙のとおり）及び自動火災警報器設置。		
そ の 他			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	
28. 12. 5 第 28 北三(ウ)号 北多摩西部消防署 三ッ木出張所			

備考 1 届出者が法人の場合、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

2 ※欄には、記入しないこと。



24北予(少)第24号
平成25年 3月22日

比留間運送株式会社
代表取締役
比留間 久仁男 殿

東京消防庁
北多摩西部消防署長 石川 義彦



検査結果通知書

平成25年 3月15日付けで届出のあった少量危険物貯蔵取扱所について
火災予防条例第58条第4項の規定により検査した結果は、下記のとおりです。

記

指摘事項なし

対象外

少量危険物貯蔵取扱所 設置届出書

平成 25 年 3 月 15 日

東京消防庁 北多摩西部消防署長 殿

届出者

住 所 東京都武蔵村山市伊奈平三丁目 18 番地の 3

電 話 042-5

氏 名 比留間

代表取

対象外

対象外

印

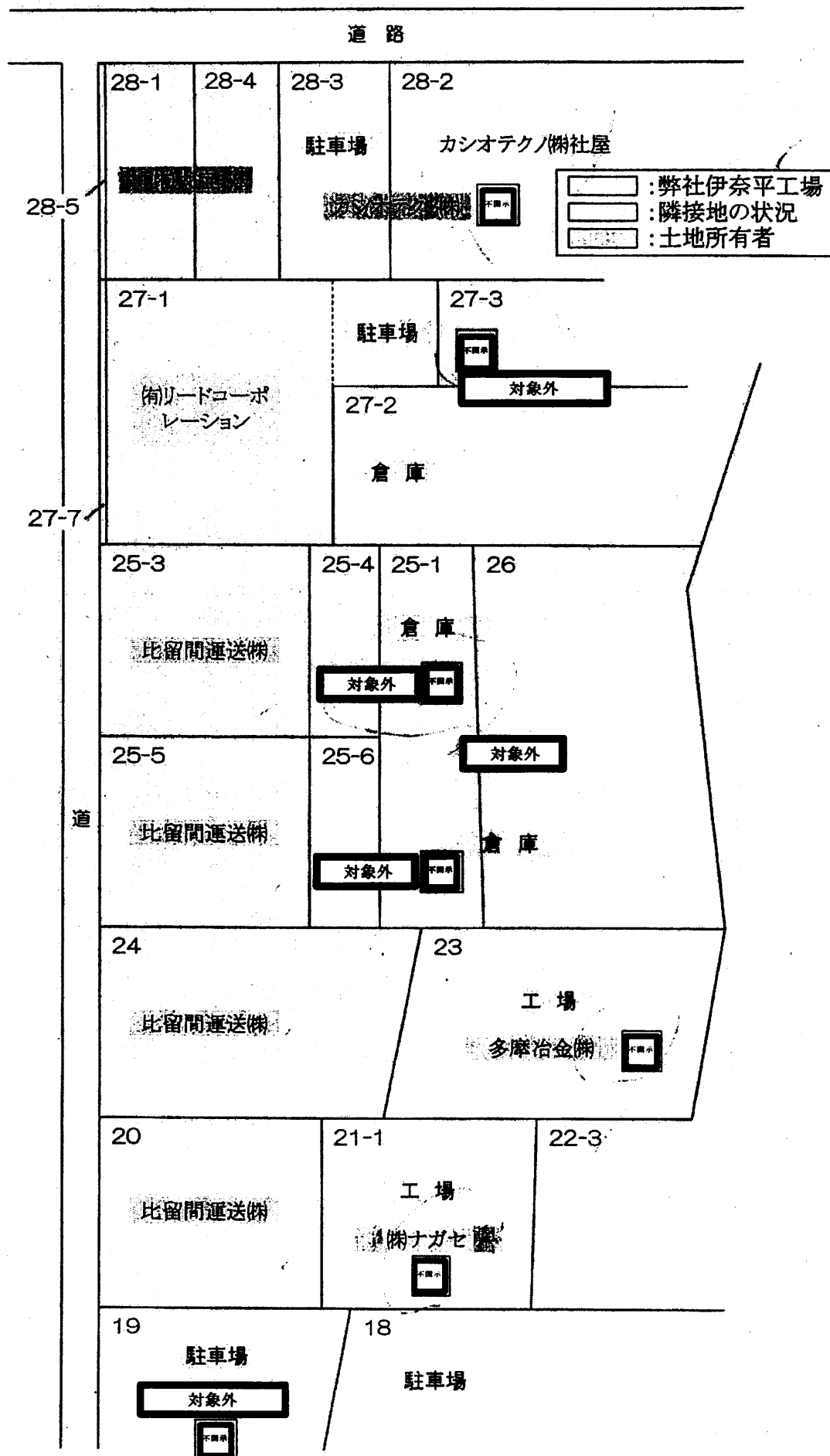
貯蔵取扱書の所在地	東京都武蔵村山市伊奈平三丁目 25 番地の 5		
貯蔵取扱所の名称、 代 表 者 名	比留間運送株式会社 伊奈平工場 代表取締役 比留間久仁男		
類 品 名 (指 定 数 量)	1 号灯油 (第 4 類第 2 石油類・1000 ℓ)		
最 大 数 量	468 ℓ	指定数量の倍数又は条例 別表第 7 の数量の倍数	0.47
貯蔵取扱所の位置、 構 造、設 備 の 概 要	別紙のとおり		
危険物又は指定可燃物の 貯蔵・取扱い方法の概要	産業廃棄物焼却施設の補助燃料。鉄製タンクに屋外保管。		
消 防 用 設 備 等			
そ の 他			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	
25. 3. 15 第 24 北予 (少) 第 24 号 北多摩西部消防署 予防課		届 24 北予 (少) 第 24 号 出 を受理しました。 平成 25 年 3 月 21 日 東京消防庁 北多摩西部消防署長 石川 義彦	

備考 1 届出者が法人の場合、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。

2 ※欄には、記入しないこと。

1 1 住民説明の状況

11 住民の説明状況
11-1 説明対象者を示す図面



産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都武蔵村山市中央二丁目 18 番地の 3
氏 名 比留間運送株式会社
代表取締役 比留間 宏明

優良

第 14 条第 1 項
廃棄物の処理及び清掃に関する法律
第 14 条の 2 第 1 項
の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子

許可の年月日 平成 28 年 12 月 20 日
許可の有効年月日 令和 5 年 12 月 19 日

許可証確認用
複写及び他の使用目的は無効

1 事業の範囲

- (1) 業の区分: 収集運搬 (積替え保管を含む。)
- (2) 取り扱う産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及
び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、政令 13 号廃棄
物 (コンクリート固化物に限る。)
(石綿含有産業廃棄物を含む。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)(水銀含有ばいじん
等を含む。)(以上 20 種類)
- (3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類 (限定内容は 2 頁、3 頁のとおり)
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
(石綿含有産業廃棄物を含む。)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)(水銀含有ばいじん
等を含む。)(以上 12 種類)

2 積替え保管施設 (施設詳細は 2 頁、3 頁のとおり)

- (1) 施設所在地: 東京都武蔵村山市伊奈平三丁目 25 番地の 5
(2) 施設所在地: 東京都あきる野市二宮字下塚場 375 番 1
(3) 施設所在地: 東京都西多摩郡瑞穂町大字富士山栗原新田字富士原 237 番 1 外 1 筆

3 許可の条件

- (1) 作業時間は原則として、2(1)の施設は 8 時から 20 時まで、2(2)の施設は 8 時から 19 時
まで、2(3)の施設は 8 時から 17 時までとすること。
(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。ただし、石綿含有産業廃棄物につい
てはこの限りでない。
(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」
及びその他の関係法令を遵守すること
(4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと

4 許可の更新・変更の状況

平成 3 年 12 月 20 日 新規許可
平成 28 年 12 月 20 日 更新許可 第 5 回
平成 29 年 3 月 17 日 変更許可 種類の追加 (動物系固形廃棄物 他 4 種類)
平成 30 年 9 月 21 日 変更届 積替え保管面積の変更 (武蔵村山市、あきる野市)

5 積替え許可の有無 無

6 規則第 9 条の 2 第 6 項の規定による許可証の提出の有無 無

(1/3)



2 積替え保管施設

- (1) 施設所在地：東京都武蔵村山市伊奈平三丁目25番地の5
 積替え保管面積：822.67㎡、最大保管高さ：1.5m

産業廃棄物の種類 (限定内容)	保 管 量
燃え殻、汚泥	コンテナ 6.8㎡×3個 20.4㎡
燃え殻（水銀含有ばいじん等）	コンテナ 6.8㎡×1個 6.8㎡
廃油	ドラム缶 0.2㎡×3個 0.6㎡
廃酸	ドラム缶 0.2㎡×2個 0.4㎡
廃酸（水銀含有ばいじん等）	ドラム缶 0.2㎡×1個 0.2㎡
廃アルカリ	ドラム缶 0.2㎡×2個 0.4㎡
廃アルカリ（水銀含有ばいじん等）	ドラム缶 0.2㎡×1個 0.2㎡
汚泥、廃プラスチック類、金属くずの混合物（消火器）	ドラム缶 0.2㎡×3個 0.6㎡
汚泥、金属くずの混合物（電池）	ドラム缶 0.2㎡×2個 0.4㎡
汚泥、金属くずの混合物（電池）（水銀使用製品産業廃棄物）	ドラム缶 0.2㎡×1個 0.2㎡
廃プラスチック類、金属くずの混合物（バッテリー）	ドラム缶 0.2㎡×1個 0.2㎡

- (2) 施設所在地：東京都あきる野市二宮下塚場375番1
 積替え保管面積：1,654㎡、最大保管高さ：3.0m

産業廃棄物の種類 (限定内容)	保 管 量
廃プラスチック類、紙くず、繊維くず（廃量）	直置き 2ヶ所 (28.8+28.8)㎡ 57.6㎡
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	直置き 3ヶ所 (59.6+28.8+55.6)㎡ 143.9㎡
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	直置き 3ヶ所 (28.8+81.7+230.5)㎡ 340.7㎡
廃プラスチック類	直置き 28.8㎡
木くず	コンテナ 27.0㎡×1個 27.0㎡
金属くず	コンテナ 27.0㎡×1個 27.0㎡
廃プラスチック類、紙くず、木くず	コンテナ 2ヶ所 (27.0×1個+10.2×2個)㎡ 47.4㎡
汚泥	コンテナ 27.0㎡×1個 27.0㎡
廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石膏ボード）	コンテナ 10.2㎡×2個 20.4㎡
廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物）	コンテナ 10.2㎡×2個 20.4㎡

許可証確認用

積替え及び他の使用目的は無効

産業廃棄物の種類 (限定内容)	保 管 量
廃プラスチック類、金属くずの混合物（バッテリーのうち特別管理産業廃棄物である廃酸を内部に有するもの。）	ドラム缶 0.2㎡×1個 0.2㎡
廃プラスチック類、金属くずの混合物（バッテリーのうち特別管理産業廃棄物である廃アルカリを内部に有するもの。）	ドラム缶 0.2㎡×1個 0.2㎡
廃プラスチック類、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類（石綿含有産業廃棄物）	コンテナ 10.2㎡×2個 20.4㎡
合計保管量	51.2㎡

産業廃棄物の種類 (限定内容)	保 管 量
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物（廃蛍光灯）（水銀使用製品産業廃棄物）	コンテナボックス 8.0㎡×1個 8.0㎡
汚泥、廃プラスチック類、金属くずの混合物（消火器）	ドラム缶 0.2㎡×3個 0.6㎡
汚泥、金属くずの混合物（電池）	ドラム缶 0.2㎡×2個 0.4㎡
汚泥、金属くずの混合物（電池）（水銀使用製品産業廃棄物）	ドラム缶 0.2㎡×1個 0.2㎡
廃プラスチック類、金属くずの混合物（バッテリー）	ドラム缶 0.2㎡×1個 0.2㎡
廃プラスチック類、金属くずの混合物（バッテリーのうち特別管理産業廃棄物である廃酸を内部に有するもの。）	ドラム缶 0.2㎡×1個 0.2㎡
廃プラスチック類、金属くずの混合物（バッテリーのうち特別管理産業廃棄物である廃アルカリを内部に有するもの。）	ドラム缶 0.2㎡×1個 0.2㎡
廃油	ドラム缶 0.2㎡×3個 0.6㎡
廃酸	ドラム缶 0.2㎡×2個 0.4㎡
廃酸（水銀含有ばいじん等）	ドラム缶 0.2㎡×1個 0.2㎡
廃アルカリ	ドラム缶 0.2㎡×2個 0.4㎡
廃アルカリ（水銀含有ばいじん等）	ドラム缶 0.2㎡×1個 0.2㎡
合計保管量	751.8㎡

2 積替え保管施設

許可証確認用

複写及び他の使用目的は無効

(3) 施設所在地: 東京都西多摩郡瑞穂町大字富士山栗原新田字富士原237番地
積替え保管面積: 2,891㎡ 最大保管高さ: 8.0m

産業廃棄物の種類 (限定内容)	保管量
廃プラスチック類、木くず、繊維くず、金属くず	直置き 300.5㎡
廃プラスチック類	コンテナ 3ヶ所 (35.4+23.7+27.0) 86.1㎡
	直置き 62.0㎡
廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	直置き 2ヶ所 (116.5+62.0) ㎡ 178.5㎡
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	直置き 3ヶ所 (103.3+82.5+55.4) ㎡ 241.2㎡
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	直置き 3ヶ所 (62.0+59.4+48.0) ㎡ 169.4㎡
がれき類	直置き 2ヶ所 (59.4+37.8) ㎡ 97.2㎡
廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 (石綿含有産業廃棄物)	フレコンバック 1.0㎡×72袋 72.0㎡
紙くず	コンテナ 10.2㎡×1個 10.2㎡
木くず	コンテナ 10.2㎡×1個 10.2㎡
汚泥(水銀含有ばいじん等)	コンテナ 27.0㎡×1個 27.0㎡

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)	ドラム缶 0.2㎡×1個	0.2㎡
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物(廃蛍光灯) (水銀使用製品産業廃棄物)	ドラム缶 0.2㎡×2個	0.4㎡
汚泥、廃プラスチック類、金属くずの混合物(消火器)	ドラム缶 0.2㎡×3個	0.6㎡
汚泥、金属くずの混合物(電池)	ドラム缶 0.2㎡×2個	0.4㎡
汚泥、金属くずの混合物(電池) (水銀使用製品産業廃棄物)	ドラム缶 0.2㎡×1個	0.2㎡
廃プラスチック類、金属くずの混合物(バッテリー)	ドラム缶 0.2㎡×1個	0.2㎡
廃プラスチック類、金属くずの混合物(バッテリーのうち特別管理産業廃棄物である廃酸を内部に有するもの。)	ドラム缶 0.2㎡×1個	0.2㎡
廃プラスチック類、金属くずの混合物(バッテリーのうち特別管理産業廃棄物である廃アルカリを内部に有するもの。)	ドラム缶 0.2㎡×1個	0.2㎡
廃油	ドラム缶 0.2㎡×3個	0.6㎡
廃酸	ドラム缶 0.2㎡×2個	0.4㎡
廃酸(水銀含有ばいじん等)	ドラム缶 0.2㎡×1個	0.2㎡
廃アルカリ	ドラム缶 0.2㎡×2個	0.4㎡
廃アルカリ(水銀含有ばいじん等)	ドラム缶 0.2㎡×1個	0.2㎡
ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類	直置き	55.4㎡
合計保管量		1313.9㎡

(以下余白)

(3/3)



産廃エキスパート

この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。



東京都

11-3 説明経過書

	説明対象者	説明日	説明方法	説明結果	特記事項
☐	不開示	2023/8/28	説明資料を配布	更新について説明し、口頭で同意を得ました。	
☐		2023/8/28	説明資料を配布	更新について説明し、口頭で同意を得ました。	
☐		2023/8/28	説明資料を配布	更新について説明し、口頭で同意を得ました。	
☐		2023/8/28	説明資料を配布	更新について説明し、口頭で同意を得ました。	
☐		2023/8/28	説明資料を配布	更新について説明し、口頭で同意を得ました。	
☐		2023/8/28	説明資料を配布	更新について説明し、口頭で同意を得ました。	
☐		2023/8/28	説明資料を配布	更新について説明し、口頭で同意を得ました。	

※ 説明対象者から同意書等を頂けた場合は、その写しを添付してください。